

第6回議会基本条例特別委員会会議録

- 1 開会日時 平成29年9月21日（木）午前10時00分
- 2 閉会日時 平成29年9月21日（木）午後0時30分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
3番 佐藤 武君 4番 佐々木雄司君 5番 光成 良充君
8番 治徳 義明君 9番 原田 素代君 16番 下山 哲司君
17番 実盛 祥五君
- 5 欠席委員
な し
- 6 事務局職員出席者
議会事務局長 奥田 吉男君 主 査 日下 治樹君
- 7 協議事項 1) 政務活動費について
2) その他
- 8 議事内容 別紙のとおり

以上会議録は事実と相違ないので署名する。

平成 年 月 日

委員長

午前10時0分 開会

○委員長（下山哲司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから第6回議会基本条例特別委員会を開会いたします。

それでは、直ちに協議事項に入ります。

今までのお話の中で、政務活動費についてということで資料を用意しておりますので、見てください。その資料の中で、この前の重要事項とそれから決定できてない部分が赤字で掲示してありますので、それを少し時間をとりますので見ていただいて、それで御意見をいただきたいと思います。

よろしいですか。

それでは、項目ごとに進めさせていただきます。

まず、1番、総則の部分で赤字の部分、この部分が今回新たに盛り込んだ部分でございます。それ以外は変わりがないと思うんですが、総則についてはよろしいですね、これで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、2番目の政務活動費の基本的な流れ、こういうことで。黒字の部分はもう今までの、皆さん御協議いただいたのがそのままですから。(1)の交付申請についてはもう問題ないですね。それから、2番目の交付請求、交付。それから、3番目の使用、4番目の整理、5番目の収支報告、6番の返還。これはもう今までと変わってないんで、よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは次に、政務活動費に関する取扱基準、これが今まで重要な案件で決定的にできてなかったんで、きょうはもう最終的決定としていただきたいと思いますので。よそから見て、ああ、立派にやっとなというふうになるような内容にさせていただきたいと思いますので、その辺で御意見をいただきたいと思います。

まず、项目的に順番に行きますと、1番、これはもう前から変わりがないからこのとおりで。2番も変わりがないということで。3番も、この6項目、今までどおりということで。4番、3項目、これも問題ないですね、はい。今までが一番重要事項だった、問題じゃないんかというのが5番、交通費についてです。この交通費について1番を赤字で入れておりますが、ここが一番重要なところじゃないんかというふうに思っておりますので、御意見をいただきたいと思います。これでよければこれで決定させていただきたいというふうに思いますが。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） これは、旧はどうだったんですかね、もとはどうだったんですかね。この赤字は真っ当だと思っていいと思うんですけど、前の分は何がなかったんですか。この行動の目的、経路、交通手段を明らかにしなければなりませんでしたがなかったのかな。

○副委員長（治徳義明君） 目的が抜けとる。

○委員（原田素代君） 目的がなかったんですね。わかりました。

○委員長（下山哲司君） 経路、交通手段は前のままでしょ。

○委員（原田素代君） ああ、そうです。はい、いいです。わかりました。

○委員長（下山哲司君） そうそう、目的がないんじゃ、前はな。

○委員（実盛祥五君） 目的がない。

○委員長（下山哲司君） うん。

○委員（実盛祥五君） うん、いいよ。

○委員長（下山哲司君） 目的、経路、交通手段、これでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） 手厳しいようですけど、これからはそういうふういきちっと使われる人はしていただくという、赤磐市議会はと、こういうことでよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） じゃあ、交通費についてはこういうことで行かせていただきます。

それから、次の有料道路料金、駐車料金についてはもう問題ないんで、はい。

6番目の宿泊費について、これも今まで余りこういうことを協議したことがなかったと思いますので、ここできちっと御理解をいただいとくということで。内容的には全く変わってないんで、黒字ですから。この内容でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、7番目、これが問題なんです。事務機器の購入代について。ということで、赤字の部分が新しくきちっとしたほうがいいんじゃないかということで、こういうことで赤字にしておりますが、議員の任期中に1台というのはもう原則には当然のことと、その後が問題なんです。ただし、政務活動以外の目的に使用の場合は、使用頻度等で案分してください、ここら辺がちょっと。今までは買うたら2分の1ということでやってきとんですが、この辺を明確にしたいということで。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） できれば、この使用頻度で案分っていうのがもうちょっとわかりやすく。自己申告でいいわけですか。

○委員長（下山哲司君） ついて回るわけじゃないからそういうことになります。その辺を、もうきょう最終ですから、もうこれじゃあいけん、ぬりい、こうしなさいというのがあったら言うていただければそれでいいと思うんですが、今まではもう本当、10万円のを買うたら5万円、2分の1自己負担でやってきとんですが、議長からもお聞きしとんですが、余り手厳しく縛って活動に制限があるようなことじゃだめだから、その辺を皆さんとよく協議してください

いということなんで。

○委員（原田素代君） 委員長、いいですか。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） どっかでは2分の1とか3分の1って数字が出てますよね、案分率が。

○委員長（下山哲司君） それは後ろに、運用のあれに載せてますんで。同時に見ていただいでいいですよ。

○委員（原田素代君） 最高額とか限度額を決めて……。

○委員長（下山哲司君） ええ、この前はその話。

○委員（原田素代君） 例えば、想定するのに30万円の印刷機を買いました。半分でも15万円ですよ。そりゃあ、36万円ってお財布の中だから、36万円のうちの30万円使おうが使うまいがいいといえはいいことになるんですけど、その案分っていったときに、例えば3分の1とか2分の1とかっていうめどが見えたほうが議員の側からしても何か。ほとんどもう議会活動に使ってるからもう指摘はないって言われればそれまでなんです。何かちょっとめどというかあったほうがいいんじゃないですか。

○委員長（下山哲司君） この前も話にちょっと出とったんですが、ここの市役所内に置けえとか、何とかいろいろの今までの決まりみたいなものがあるような話をちょっとしとられたでしょう。

○委員（原田素代君） 市役所の何を。

○委員長（下山哲司君） いやいや、例えの話ですけど、要するに私たちは昂で、例え話で言えば置いて、そのメンバーで割って払ったんですが。

○委員（原田素代君） それは個人的な問題ですよ、多分。

○委員長（下山哲司君） はい。

局長に、その辺ちょっと話、この前しとった。その辺の話をひとつ。説明をお願いします。局長。

○議会事務局長（奥田吉男君） 岡山市の判例の中でお話をしたかと思うんですけど、政務活動費で使うコピー機、複写機について、会派の事務所、この市役所内に設定してある場合、用途が限られるだろうと、制限が。個人的な使用であるとかそういったものはないだろうと。だから、それが政治活動であるか、今の議員の政務活動であるかという形で案分が成り立つという話で。2分の1なりという話になるんでしょうけど、自宅にあるようなケースになると私の利用もあるし、後援会、選挙、政務活動のようなことが考えられるから3分の1の設定はどうだろうかという形の御説明をしたと思います。

○委員（原田素代君） だから、じゃあここには3分の1って書いてありますよね。

○委員長（下山哲司君） いえ、こっちで書いとる。

○委員（原田素代君） ああ、運用のほう。

○委員長（下山哲司君） 運用のほうで。

○委員（原田素代君） ああ、指針ですね。

○事務局長（奥田吉男君） 委員会ですので。

○委員（原田素代君） わかりました。

○事務局長（奥田吉男君） マイクを通してください。

○委員長（下山哲司君） はい、マイク。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） じゃあ、運用指針のほうにそれが反映されているということで確認をすればよろしいんですね。

○委員長（下山哲司君） はい。

○委員（原田素代君） わかりました。

　　じゃあ、両方見た方がいい。

○委員長（下山哲司君） 1つずつ行きましょうか。

　　パソコン等の購入、この細部について。

○委員（原田素代君） 細部。

○委員長（下山哲司君） 細部、細部、細かく。意見をいただいといて決定していただくほうがいいんで、もう何にも検討せずに、ああ、そのままでもいいじゃないかという話じゃなしに、意見をいただいて決定をしたいと。

　　だから、前と変わっとるのは備品台帳。前、もう買うたら買うたきりで何もなし。

○委員（原田素代君） 備品台帳ってどこに書いてあるん。

○委員長（下山哲司君） 7番。

○委員（原田素代君） 4ページ。

○委員（実盛祥五君） 7番。

○委員長（下山哲司君） 4ページの7番の。

○委員（実盛祥五君） 下のほうへある、左側。

○委員長（下山哲司君） この基本条例の委員会の中で、こうやって検討しようということ自体がいいことだと思っんで、それが生きるような形に最終的に決定していただけたらと思います。

○副委員長（治徳義明君） 済いません、委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 7番なんですけど、ちょっと日がたつとって忘れとる部分なんですけども、パソコン等、等というのは一般的に使うデジカメとかそういう……。

○委員長（下山哲司君） そうそうそう、そういうもの。
○副委員長（治徳義明君） そういう意味合いでよろしかったですね。
○委員長（下山哲司君） それでいいんです。
○副委員長（治徳義明君） それでいいんよね。
○委員長（下山哲司君） はい。
○副委員長（治徳義明君） そういうことじゃね。
○委員長（下山哲司君） 機器も。
○副委員長（治徳義明君） 機器も。
○委員長（下山哲司君） はい。
○委員（原田素代君） 委員長、印刷機も入るん。
○委員長（下山哲司君） 事務機器の購入代についてですから、この部分。
○委員（原田素代君） 印刷機なんかも入るんですね。
○委員（実盛祥五君） そりゃあ、あんた、ええよ本当に。委員長、よろしいよ、7番。
○委員長（下山哲司君） いや、その部分が以前の2分の1というのを書き込んでないんですが、自分の思うようにやらずに常識の範囲でやっていただくという考え方でいいですか。そういう理解でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、こういう方向で。これ難しいんです、考えたら。難しいんです、本当、この文章では。じゃけど、この文章でということになれば、もう今の備品台帳をきちっとつくっておくという、この4月からの分は。今までは別として、つくっておくと。今後使用するものについてはきちっとすると。いつ報告求められてもできるような状態にするというのが基本的に。
よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） じゃあ、そういうことで御理解をいただいて、このままで行かせていただきます。

8番目、通信運搬費及び新聞代について。

これも赤字の部分がただしということで、この使用目的が重複するものというのは、もう前も1紙だけ、2紙目からということで1紙はだめですから。で、1紙だけしかだめというのは。どういうふうな表現したらええんか、僕もそれがちょっとようわからんのじゃけど。

原田委員。

○委員（原田素代君） 新聞代は、いわゆる普通の新聞と業界新聞っていうか政党新聞とかいろいろありますけど、ここで言う新聞はどれを指して、それで限度というか1紙以外というのはどうなんでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 私の理解としては、普通新聞、毎日来る。それは、1部、2部、3部とっても、2部目の一つだけしか……。

○委員（原田素代君） 何部とっても、1部だけとってもいいん。

○委員長（下山哲司君） 1部はだめです。

○委員（原田素代君） ああ、2部以上の場合……。

○委員長（下山哲司君） 2部以上の場合に1部、3部とっても1部、そういうふうに理解して今までやってきとんですが、そういう考え方でよろしいですか。

○委員（原田素代君） 済いません……。

○委員長（下山哲司君） それから、共産党とかいろいろ公明……。

○委員（原田素代君） それとか共産……。

○委員長（下山哲司君） 新聞は、全額オーケー。というのが、週に1回でしょう。

○委員（実盛祥五君） 毎日、毎日。

○委員長（下山哲司君） 毎日来るん。ああ、それはまた料金が違うんで。

○委員（原田素代君） ええ、いいの、政党新聞は。最初に……。

○委員長（下山哲司君） いや、毎日来る分はだめなんですよ、一般になるから。一般紙になるからいけないのん。

○委員（原田素代君） じゃあ1年間の定期購入してたら、それは政務活動費になるんですか。

○委員長（下山哲司君） いや、共産党の新聞でも、毎日来る分と週に1回しか来ない分があって、毎日来る分は普通新聞ですから、それはもうだめ。

○委員（実盛祥五君） じゃけえ、日曜だけ来る分じゃろ。日曜だけ来るが、政党の分。

○委員長（下山哲司君） そうそう。

○委員（原田素代君） いろいろあると思うんですけど……。

○委員長（下山哲司君） じゃから……。

○委員（実盛祥五君） 毎日来るやつは……。

○委員長（下山哲司君） それが2紙目だったら、今の決まりでいけばオーケーになるんです。

○委員（原田素代君） ああ、はあはあはあ。

○委員長（下山哲司君） 今までのでいけばオーケーになる。

○委員（原田素代君） 政党新聞だめだって聞いたんですけど。

○副委員長（治徳義明君） 済いません。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 要は1部は常識的に、議員じゃろうがとってるからだめという話でしょ。

- 委員長（下山哲司君） そうそうそう、うんうん。
- 副委員長（治徳義明君） それで、2部以降は政務活動のためにとるわけじゃから、そういう……。
- 委員長（下山哲司君） そう、そういうことです。
- 副委員長（治徳義明君） それだけの話じゃろうと思うんですけど。
- 委員（原田素代君） 私が言ってるのは……。
- 委員長（下山哲司君） 原田委員。
- 委員（原田素代君） いわゆる普通新聞と業界新聞とか政党新聞とかありますよね、年間契約して。だから、政党新聞はだめだって聞いたんですけど。それが2紙目として申請すれば、それは受けるわけですか、1紙であれば、何新聞であろうと。
- 委員長（下山哲司君） 私の認識が間違っとなかどうか確認しますが、一番最初に政務活動費に載せるのに確認をとったときに、普通新聞は2紙目、1つだけ。それから、そういう週に1回ぐらいのその分は全額オーケーというて聞いたから。
- 委員（原田素代君） そういうふうに理解。それは、どんな新聞であれ、政党活動のあれがあれ、業界紙であれ、そしたら2紙いってこと。
- 委員長（下山哲司君） いやいや、じゃから今の例えで言えば、私がとりよめるのは社会新報、あれもたまにしか来んのんです、社会新報。それから、福木さんがやっておられる赤旗。これはそのまま載せて、全額……。
- 委員（原田素代君） 来るの。政務活動費の対象になるんですか。
- 委員長（下山哲司君） 活動費になってます。
- 委員（原田素代君） ああ、知らなかった。
- 委員長（下山哲司君） でも、そのときに聞いたのは、毎日来るのは普通新聞じゃから。
- 議会事務局主査（日下治樹君） 委員長、よろしいか。
- 委員長（下山哲司君） はい。
- 委員（原田素代君） 補足を。
- 委員長（下山哲司君） はい、事務局。
- 議会事務局主査（日下治樹君） 今事務手続上は、2紙以上とっていたら、2紙目以降は認めますよということにしているので……。
- 委員（原田素代君） 1紙だけでしょ。
- 委員長（下山哲司君） 1紙だけじゃろ。
- 議会事務局主査（日下治樹君） いえ、2紙目以降です。
- 副議長（佐々木雄司君） それぞれ声あげるのやめましょう。
- 議会事務局主査（日下治樹君） なので、ここではっきり決めていただければいいと思います。

○委員長（下山哲司君）　　ありゃあ、それはちょっと違うな。

○委員（原田素代君）　　全然違う。もう一度事務……。

○委員長（下山哲司君）　　ちょっと確認します。待ってください。

　　今までも僕の認識では、普通新聞は1紙はもうだめで2紙目はオーケーと。それから、3紙目、4紙目はだめという認識で今までやってきとんじゃけど。それから、特別の新聞の場合は勉強ということで、普通紙じゃないですからオーケーということで聞いとんじゃけど。その確認をひとつ。

○議会事務局主査（日下治樹君）　　いや、あくまで資料としてとっているという認識なので、1紙目はだめですが、2紙目以降は資料として認めますということになっています。

○議会事務局長（奥田吉男君）　　委員長。

○委員長（下山哲司君）　　はい、局長。

○議会事務局長（奥田吉男君）　　結論から申し上げますと、普通紙の1紙はだめよと、あとのものはいいよという見解です。

○委員長（下山哲司君）　　ああ。

○議会事務局長（奥田吉男君）　　で、お願いします。

○副委員長（治徳義明君）　　はい、わかりました。

○委員長（下山哲司君）　　それでは、私の認識が間違っておりましたので、今局長が申し上げたように、1紙目はだめで2紙以降はオーケーと、全部オーケーということで。いや、今現状がそうなんですけど、その現状のとおりでよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐々木雄司君）　　はい。

○委員長（下山哲司君）　　佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君）　　たしかあれはどこかな、九州のほうの何市かな、九州のほうのある市のほうで、共産党の赤旗の新聞について、市役所内、共産党の議員さんが執行部、自分が議会を通じておつき合いのある方々に対して、市役所の中で新聞のお金のやりとりとか契約のやりとりをやっておりましたということが、それはちょっとおかしいんでないんかいと。市役所内に政党の活動を持ってこられるというのは間違いでないんですかというようなことで、今後庁舎内でそういったような、個人的に、業務が終わった後におやりになられるのは結構けれども、市役所の業務の中に持ち込まれるのはどうなんだいということで今後やめましょうというような話が決定されたというふうに聞いてます。それにあわせて、神奈川県鎌倉市だったと思うんですけども、鎌倉市さんのほうでも同じような現状があつてやめましょうというような話になりました。これは共産党さんというところのお話に特化したような話になるんで、後ほど支障があればその名前のところは、特定の名前が出てますんで、削除していただいたらいと思うんですけども。要するに、そのお話の成り行きというのが、要するにこういった紙面

を販売することによって政党活動に結びついてますよねということです。そういったようなところに公金あるいは公務というようなものがひっついていいんですかというところの是非がそのところで問われたんだと思います。ということになった場合に、うちの赤磐市議会の2紙目は資料としておとりになられるのはそれはもう各個人の勝手なんですよっていうところで、その各個人に委ねていくのか、いやいや、議会の中でその政党活動というようなものに、どこかほかの項目があったと思うんですよ、政党活動にお金使わないというようなところに関係させていくのか、それはやっぱり答え出しておいたほうが後ほどどうなんかって言われたときに、いや、議論して、結果こういう結果になってますと、それに基づいてやっていますからということで、お答えしやすいような現状ができるんじゃないかなと思ったりもするんですけども。どんなものでしょうか。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 意見としてなんですけど、私の認識が全然届いてなくて、今初めてわかりました。資料として、要するに見聞を広めて議員活動のために寄与するものだというスタンスっていうのであれば、それが右から左までというか、全てのイデオロギーを私たちは認識しとくことはとてもいいことだし、ここの左側がだめだったり極端な右側がだめだったりって仕分けはできないわけですから、逆に言うと。私は今のほうが、基本的な、オールラウンドのスタンスで議員としての見識を高めるという意味でいいと思います。

○副委員長（治徳義明君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 今原田委員さん言われたように、要は政党新聞というのは個々の議員さんが資料としてとられているのであれば政務活動で、いや、ちょっとみたいな。いや、私は個人的に自分とこの政党新聞を一度も政務活動費に使ったことはございませんし、皆さんがそういう判断をされるんだろうと思うので現状でいいんだろうと思いますけど、はい。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 資料の8ページの使途基準の運用指針ですけども、この中に資料購入費の欄が下から3番目にあるんですが、交付の対象にならない具体例として、所属するというものがついていますが、政党機関紙というものがそこに記載されてるわけですよ。しんぶん赤旗さんを政党の機関紙と定めるのか、聖教新聞さんを政党の機関紙として定めるのかというところの議論は残りますけども、聖教新聞さんは公明党というものではなくて独自の新聞紙面だと思いますので、私はこの政党機関紙には当たらない普通の一般新聞だというふうに思うんですが、このしんぶん赤旗さんに関しては、これは多分機関紙ですよ。だから、赤旗さんというものについて、その政党、機関紙、所属する、していないというものに関してだめだというふうに書いてるわけですから、それを赤旗については個人的にお買い求めになられ

るのはそれは議員としての向学のためだと思うんですけども、政務活動費をそののところに使用するっていうのは、むしろ政党活動を支えるということではよくないんじゃないかなというふうに思いますけども。そもそも赤旗さんがどうなんですか、機関紙になるんですか。政党機関紙ですか。

○委員長（下山哲司君） 向こうに言わせたら普通紙。

○委員（原田素代君） 委員長、いいですか。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 所属すると書いてあるんですよ。だから、所属するがなくて政党機関紙が禁じられているのであれば、全ての政治的などころはだめになりますけど、所属するっていう場合でしたら、御自分が所属している方は御自分で払ってもらえばいいし、それを読みたいと思う所属してない人は資料になるってことですね。だから、そこはそう読み取ったほうが的確かなと。

○委員長（下山哲司君） いや、そういうふうに書いてあるんです。

○委員（原田素代君） それでいいんですね。

○委員長（下山哲司君） だから、これはもう前からのそのとおりで、仮に福木議員がそれを使うたらだめなんよ。僕は自民党ですから、所属してないですから、政党機関紙を普通紙と捉えてオーケーという。そういうふうに理解しとったんですけど、今までは。

○委員（原田素代君） それがわかりやすいと思います。

○委員長（下山哲司君） この所属するところという文言ついとるのがそういう意味なんです。私はそういうふうに理解しとったんですけど。だから、社会新報も同じ扱いです。一般誌と読み比べたら三者三様なんです、同じことが、書いてあることが。じゃから、それは見て、ああ、そういうとり方もあるんじゃない、そういう考え方もあるんじゃないというのが勉強になるから見よんですけど。同じ案件について三者三様ですから。

○委員（原田素代君） 一般誌だって別に三者三様ですよ。

○委員長（下山哲司君） 一般誌でも朝日と読売じゃ全く内容が違うんで、そういうのが書く人によって、ああ、そういう考え方もあるんだなというのが勉強になると思うて私は今購入をしとるわけですけど、そういう考え方で、佐々木委員、御理解いただけないですか。

はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 我々の今話をしているもとにあるのは、我々が使用しようとしている政務活動費のもとになっている納税者の理解を得れるかという話ですよ。そののところで、我々が、委員長のお言葉をおかりすると、常識の範囲でというのは納税者の立場に立って考えたときに、いいことなのか悪いことなのかということ考えたときに、政党機関紙というようなところに我々が個人的にお金を出すのはわかるけども、いろいろなお考えがある人の中で、中には共産党の機関紙なんかには我々の税金を使うことはまかりならんと思うような声もあ

るわけですよ。大半がそうかもしれない、もしかしたら。実績といたしますか、民主主義の選挙の結果からいったらそういう方のほうが大半なのかもしれない。そういったような中で、我々が常識の範囲というか納税者の意識というものに反して、いや、このところで使えるように議論を進めていくというのは、私はむしろ話の出発点が違うんじゃないかなと思ったりしますけど。どんなんでしょうか。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 特定の政党、言ってしまうえば狙い撃ちのような議論になってるような印象が強いのですが、政務活動費は一方で今、おっしゃったように納税者の理解をどう得るかという問題もありますが、主たる目的は議会活動をスキルアップして見識を高めてっていうために使うものなので、やっぱりそういう意味で何が必要で何が必要じゃないかという取捨選択についてというのが、大所高所から見たほうがいいと思います。だから、赤旗だけの問題ではなくていろいろな政党機関紙があるわけですし、それはやっぱり納税者の方にとって赤旗は少数でそうじゃないところは多数などというレベルの議論をやっぱり議会はしちゃいけないと思いますし、そういう意味では私たちのスキルアップのための資料としてぜひ対象にすることに差し障りないだろう。当事者はやめたほうがいい、そこはそう思います。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） このような議論ができたので、そういった方向で、議会の中では、委員会の中では議論ができましたよと。そういう形でいいことではないかということのお話になってこれが進みましたよということではいいんじゃないかなと思います、はい。

○委員長（下山哲司君） はい。そういう御理解いただければ、一番委員長として幸いです。そういうことで、じゃあこの件は、所属すると、この辺だけはっきり記憶していただいております。

ちょっと言っときますけど、職員の方に強要というのはないというふうに思っておりますので、庁舎内で赤旗を強要して売るとするという実績はないんじゃないかなというふうに思っておりますので、その辺だけは御理解を。含めてお願いしたいと思います。

それから、一番問題なのが、この前きちっとできてなかった携帯電話、それからタブレット、そういう関係のことをまた。最終的にきょうはこういうことですよというふうに決定していただくようお願いいたします。一応赤字でこう入れとんですが、これでいけるでしょうか、文言的に。

○委員（原田素代君） これ意味がわかりません、8番ですよ、今言ってるの。

○委員長（下山哲司君） そうです、8番です。通信費、運搬費、新聞代についてやっていますので。先ほど新聞終わりましたので。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 赤字の使用目的が重複するものは対象はなりませんって意味はどうい

う意味ですか。

○委員長（下山哲司君） 前に言うたように、携帯が2つ。

それから、タブレットとパソコン。

○委員（原田素代君） うん。

のときはどうするん。

○委員長（下山哲司君） だめという、両方はだめという。

○委員（原田素代君） ああ、ならどっちかはしてもいい。

○委員長（下山哲司君） そうそう、どちらかにという話で、この前のお話ではそうだったと思うんで、それをここに……。

○委員（原田素代君） それは、対象となりませんという表現じゃなくて、どちらか1つに限りますのほうがいいんじゃないですか。

○委員長（下山哲司君） いいですか、それで。

○委員（原田素代君） これだと対象にならなくなっちゃうんじゃないですか。どちらか1点に限りますということじゃないんですか。

○委員長（下山哲司君） 対象となりませんというところをどちらか1つにということですか。

○委員（原田素代君） そうですね、うん。

○委員長（下山哲司君） そういう表現に、ほいじゃあ、変えましょうか。

よろしいですか、皆さん。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） その行は。

それから、次のインターネットとパソコン、これもそういうふうな理解でいいんですか。要するに、携帯とタブレットは違うからいいとして、パソコンとタブレット、同じ機能だと思うので、この前の話が途中で終わつとると思うんですが。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） この表現がちょっとわかりにくいんです、米印の文章が。使用目的として、括弧携帯電話・スマートフォン。

○委員長（下山哲司君） ああ、この携帯電話とスマートフォンというのは、ちょっとはつきり物をしただけで、携帯電話とスマートフォンを同じ扱いとしてという。

○委員（実盛祥五君） 意味に。

○委員（治徳義明君） 要は重複にかかるとんだらうと思うんです。

○委員長（下山哲司君） うん。

○委員（治徳義明君） その例として挙げられとん。

○委員（原田素代君） 米印は前の文の説明になるんですね。

- 委員長（下山哲司君） そうそうそうそうそう、うん。
- 委員（原田素代君） 何が書いてあるのか意味が。日本語的にちょっと。これだけを読んじゃうとあれなんですけど。
- 委員長（下山哲司君） だから、携帯とスマートフォン、インターネットとパソコン。
- 委員（原田素代君） の場合は……。
- 委員長（下山哲司君） タブレットと、こういう、そうそう、両方はだめですよと。
- 委員（原田素代君） ちょっとわかりにくい。
- 委員長（下山哲司君） わかりにくかった。
- 副委員長（治徳義明君） 済いません。
- 委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。
- 副委員長（治徳義明君） 要は、携帯が2つ重複というのはわかるけども、携帯とスマホも重複ですよというのを、パソコンとタブレットは重複しますよという。その注意書きみたいなもん。
- 委員長（下山哲司君） この前話が出とった分で最終決定としてはなってなかったんで、こういう文言でこういうことでいいですか、じゃから対象をどちらか1つに、変えるということ。
- 委員（原田素代君） でも、委員長、逆に言うと、携帯電話とスマートフォンが1個とインターネットで言えばパソコンとタブレットで1個、これ両方ともいいですよってことでしょ。
- 委員長（下山哲司君） そうそう、じゃから……。
- 委員（原田素代君） そういうふうに分けてる。
- 委員長（下山哲司君） 携帯とインターネットはオーケーですよと。
- 委員（原田素代君） ああ、それぞれね。うん、わかった。
- 委員長（下山哲司君） うん。へえから、携帯電話とタブレットはオーケーですよと。
- 委員（原田素代君） ああ、そういう組み合わせれば、それぞれがいいんだと。それぞれいいんでしょ。
- 委員長（下山哲司君） だから、早う言えばインターネットとパソコンとタブレットというのは同じ機能があるわ、今は。
- 委員（原田素代君） スマートフォンも同じですけどね。
- 委員長（下山哲司君） うん。まあそれが、スマートフォンの場合は電話と兼ねとるんで、じゃからもう電話と捉えてという意味です。
- 委員（原田素代君） はい。
- 委員長（下山哲司君） そういう内容でよろしいですか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（下山哲司君） へえで、運用のところを見ていただいて、どこだったかな、その他

の経費、真ん中辺、赤字にしとんですが、これを前は2分の1だったのが3分の1。それで、それ以上の案分率を使用する場合は、理由を明確にして、政務活動費の対象とすると。こういうふうに含みを持たせてあるんですけど、もう普通では3分の1という考え方で。従来は2分の1ですけど、この前研修されとった議長さんが言われるには、そんなに厳しくして活動を萎縮するようじゃいけないので、その辺も皆さんと御協議くださいという意見はいただいとんですが、今までの皆さんの話の中で3分の1でオーケーということで一応3分の1と入れさせてもろうとんで、その辺はもうきょうは最終的に決定していただくと。やっていく以上はよそよりはやっぱり先駆けて、同じことやるんや、まねじゃなしに先駆けてやるというのがこの委員会をして皆さんが協議した価値があるんじゃないかと思うんで、金額的にはそんなに大した金額じゃないかと思うんです。だから、その辺の御意見をいただいて、ほんならそういうことでいいんじゃないかということ決定していただければ一番いいんですけど。1人ずつ順番にお聞きしましょうか。

○委員（実盛祥五君） ええよ。

○委員長（下山哲司君） いいですか、聞かなくて。

○委員（実盛祥五君） ええよ、はい。

○委員長（下山哲司君） ほうじゃあ、3分の1と、通常は3分の1と。今ここに書いてあるように明確にして、もうこれにしか使わんというんだったら100%というのもオーケーというふうにもとれるんで。

○委員（原田素代君） そうですね。

○委員長（下山哲司君） うん。じゃから、その辺は常識の、この前も言うたんですが、議員としての常識の範囲を考えていただくということで。ほかのことに関しても常識がかかってくるんです、事務所にしても何にしても。ですから、議員としての常識を基本的に考えるということで、この内容でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） もう赤字で、もうこれを正式な文章とするということで。

よろしいですか。

○委員（光成良充君） 1個確認したい。

○委員長（下山哲司君） はい、光成委員。

○委員（光成良充君） 1個だけ戻らせてください。事務機器の購入のところなんですけど…

…。

○委員長（下山哲司君） どこどこ。

○委員（光成良充君） 7番、7番。ああ、ごめんなさい、4ページの7番。

○委員長（下山哲司君） 4ページの7番。

○委員（光成良充君） はい。

- 委員長（下山哲司君） はい。
- 委員（光成良充君） パソコン等の購入があるじゃないですか。
- 委員長（下山哲司君） はい。
- 委員（光成良充君） 任期中1台原則、パソコン。
- 委員長（下山哲司君） はい。
- 委員（光成良充君） タブレットはどういう扱いしますか。
- 委員（原田素代君） 一緒じゃないんですか。
- 副委員長（治徳義明君） 等。
- 委員（原田素代君） 等だから。
- 委員（光成良充君） 等だから、パソコンとタブレットは一緒。
- 委員（実盛祥五君） 一緒じゃ。
- 委員長（下山哲司君） 同じ扱い。
- 委員（光成良充君） どちらか1台にしなさいってことですよね、任期期間中は。
- 委員長（下山哲司君） そういうことですよね。この前はそう言ったと。
- 委員（光成良充君） 1台でいいんですね。
- 副委員長（治徳義明君） 政務活動費にするやつの話じゃから。何台買おうが、議員さんが3つ買おうが4つ買おうが関係ないんよ。
- 委員長（下山哲司君） だから、今ここに書いてあるのが、内容が同じものについてはどちらか1つという。
- 委員（光成良充君） ですね。
- 委員長（下山哲司君） うん。じゃから、パソコンとタブレットは今の機能はほぼ似てきてんでしょう。
- 委員（光成良充君） はい。
- 委員長（下山哲司君） ですから、もうどちらか1つという。
- 議会事務局長（奥田吉男君） 委員長、よろしいですか。
- 委員長（下山哲司君） はい、局長。
- 議会事務局長（奥田吉男君） 4ページのとこの備品購入に関しましてですが、先ほどの通信費のところで話は、使用用途による使用料についてはこれだけよという話でございました。備品関係の購入については、用途が限るものはだめというものはこれまでしてないと思います。パソコン等という表記をしておるものは、カメラであるとかそういった端末が含まれるものですので、もしそういった制限を利用目的によって重複がだめという制限を設けるんならまた別の表記が必要なので、そこはちょっと協議をしていただきたいと思います。
- 委員長（下山哲司君） こりゃあ、3分の1にせなんだかな。
- 委員（原田素代君） 委員長、ちょっと確認ですけど、いいですか。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 今回の局長の説明は、7番と8番の整合性の問題ですね。購入と通信費、それぞれ合わせようと思うと、もう一度、説明をもうちょっと。

○議会事務局長（奥田吉男君） はい、委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、局長。

○議会事務局長（奥田吉男君） 先ほど8番の話は皆さん議論していただいて、重複する利用端末については使用料がかぶるんで、これは1つに限ろうというのが8の整理。7番については、用途が重なるものはだめよという制限はこれまでしておりませんので、その辺は考えていかないと複雑なことになってくると思うんです。備品とこれとこれはだめだという話は難しいと思うので、今の備品の使用の用途が重なることの制限をかけることは難しいかと思います。

○委員長（下山哲司君） 難しいな。

はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 例えば、デジタルカメラ1つにしても、動画の撮影ができる機能が含まれてます。他方、動画を撮るビデオカメラ、これには写真を撮る機能も含まれてます。でも、デジタルカメラとビデオカメラというものは似て非なるもので、機能は含まれてますけども全く別々のものであるわけです。しかし、パソコンとタブレットは、ここが機能がかぶってるから別々のものではないんですかっていうのは、ちょっともうこの場でそういう議論はやめていただきたいと思います。というのは、もう常識の範囲ですよ、もうそれは。パソコンとタブレットが機能がかぶってるからそれはどうなんだっていうのは、それは多分同じパソコンのくくりだと思います、それは。ビデオカメラとデジカメですよ、そこら辺はもう別々で。それは普通考えたらかぶることないんじゃないかなと私思ったりしますけど、かぶるんですか。

○委員長（下山哲司君） 確認をしますけど、今までのあれでいけば、要するにほんならタブレットとそれからデジカメ、同じ機能、撮るだけなら機能がついとるでしょ、今のは。

○委員（原田素代君） 携帯。

○委員長（下山哲司君） ついとるでしょ、うん。じゃから、それはオーケーになっとんで、そうですね、局長。ちょっと局長、その辺を。

○議会事務局長（奥田吉男君） 最近のスマホなんかでもそれはかなりの機能を持ってあって、通常のデジタルカメラよりも解像度がいいものなんかが出てますけど、今皆さんでお話いただいたのは通話目的のものとしてスマホという取り扱いをしとるんで、じゃから7番の備品の中で、用途が重複である、これは重複であるというようなことを選定してここへ書き込むんならそのことが必要ですし、今は用途がかぶったからだめですよという選別はしてませんので、もし用途が重なることによってこの備品についても制限をかけるのであれば、その表記が必要ですよという話です。

○委員長（下山哲司君） 今局長が言うたように、この部分は変えないほうがいいんじゃないかと。

○議会事務局長（奥田吉男君） いや、委員さんの声も。

○委員長（下山哲司君） うん。今の話でいけば、7番と8番、要するに使用料に関しては同じものではもう絶対だめですよということで先ほど済んだんですが、ここは皆さんの意見で決めていただきゃあいいんですけど、購入するのに、ほんなら全く自分でせえという分と一緒になので政務活動費の価値がなくなってくるんじゃないと思うんで。

○議会事務局長（奥田吉男君） 委員長、皆さん方に。

○委員長（下山哲司君） はい。順番にお聞きしましょうか。原田委員のほうから。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） やっぱり購入っていうのは非常にデリケートなんですよ。私ごとの物になっちゃうので。だから、リースだとかそういう場合は限定の期間その目的を達成することができるので、私の中では購入っていうことはできるだけ、最低限、私パソコンを政務活動費で充てるっていうのもちょっと抵抗あるんですけど、購入のほうこそ制限をつけたほうが、だってそれを例えば任期終わったら返すわけじゃないじゃないですか。その辺の感覚。だから、購入のほうこそ入り口を狭めて、費用についてはそれに準じたほうが、発想としては。感覚的にはそのほうが理解しやすいんじゃないかなって。私の意見です。

○委員長（下山哲司君） はい。

○委員（実盛祥五君） 器具は、僕は必要なものは認めてあげりゃあええと思うよ。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 購入に制限と使用目的に制限というのが、結局今非常に曖昧な複雑な対応になっとるんですけども、僕はここの文言で言やあ、携帯とスマホ、じゃからパソコンとタブレット、この辺はきちっと買ってあげましようねみたいな話なのでこれはこれでいいんじゃないかなとは思ってますけども。ただ、先ほど、ちょっと話が違うんかもしれんけど、使用目的が重複するものがどちらか1つにするということにしたんかな。

○委員長（下山哲司君） いや、それは使用料。

○副委員長（治徳義明君） 使用料ね。ちょっと話が違うんですけど、使用料が目的が重複するものはどちらか1つにするというのを、どちらかに1つにするということは2つを前提なので、どちら、この文言は正しいんかな思うて。

○委員長（下山哲司君） はい。

○副委員長（治徳義明君） はい。後で。

○委員長（下山哲司君） 光成委員。

○委員（光成良充君） タブレット、言い出しっぺになったんですけど、PCとタブレット、僕の中でPCは動かせないものという感覚で、タブレットは持ち運びができるっていう感覚で

いるので、別物と僕は考えているんです。ほんで、機器についてはそういう意味で僕は捉えとって、使用料についてはタブレットはタブレット単独で請求が来るんです。インターネットはインターネットで単独で請求が来ます。携帯、スマホはその番号で来ます。タブレットも電話番号がありますからそれで請求が来るんで、パソコンとタブレットの請求が違う場合どうすりゃいいのかなっていうのがあるんですけど、だからこれはどちらか1本に下さいということですよ、ここでいけば。

○委員（原田素代君） そうじゃね。

○委員長（下山哲司君） 使用料はね。

○委員（光成良充君） ねえ、うん。それはどうなんかな。

○委員（実盛祥五君） 難しゅう考えられなよ。

○委員（光成良充君） と思ってる。僕の中で答えが出ないです、これが、はい。それは、皆さんで決めていただいた中では僕は従わさせていただきます、はい。

○委員長（下山哲司君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） まず、パソコン等ということで、私の認識は、最初からプリンターであるとかそういうものはもうセットの形で購入できるというふうに理解しとったんです。ほんで、デジカメとかというものまでこれが含まれるかといったらちょっと私はそこまで思ってなかったんですけども、今タブレットの話も出ました、本当に多機能で持ち運びも便利ということで、そんなにめちゃくちゃ購入はされないというふうに私思うんですけども、多機能で利用できるのであればそういうタブレット等も購入してもいいんじゃないかなというふうには思います。

それから、一意見ということで、リース等の話も出ましたけれども、リース等の話をするとまた全てこの議論が一からのスタートになってしまうんで、リースというのは一応お借りしてるということで非常に取り扱いも注意をしないといけない部分もあるので、十分な活用が、大事にするということは一緒なんですけれども、やっぱり自分の思うとおりにできないという部分もあるので、やはり1期4年の間に購入できるということで、自由に使えるという裁量が欲しいかなというふうに思います。そのパソコン等という範囲がどこまでいくかという議論もあるとは思いますが、ある程度本当に常識の範囲内といいますか、議員の裁量の範囲内で事務局にも相談をする中で購入をしていけばいいんじゃないかなというふうに思います、はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 皆さんいろいろお考えお持ちなんだなと思いつつ聞かせていただいたんですけど、便利な世の中でもういろんなものがあります。コピー機もカラーコピー機があったりレーザープリンターがあったり、文章印刷するだけでももう本当に数多くのものがあるって、数えれば切りがない。便利ですから全部あったほうがいいんですよ、全部欲しい。で

も、限られた財源の中で選んでいかなきゃいけないと、必要最低限のものということ考えたときに、もう答えが出るんじゃないかなと思うんですよ。だから、パソコンとタブレットの話もそうですけども、パソコンを家のほうに購入を事務用として買った外に持って運べないよねと。タブレットだったら持って運べるけども、ちょっと馬力というか処理能力が低くてパソコンほどの性能が出ません。であれば、ノートパソコンを買えばいいんじゃないかなと僕思ったりするんですよ、間をとって。だから、限られた財源の中で我々も工夫をしていかなきゃいけないんで、だから書きぶりの話をそこから行くのであれば、そこまで我々が感じがらめというか明確にそのところがっちり書かないといけないんですかというところが、本当にそんな議論というのを今ここでしなきゃいけないんですかっていうところが、僕はここの書きぶりの中で心配になります。何か違う問題が何か出てきそう、そんな話をすると。本当にいいのかなと思ったりします。いや、もう何か脱力感というか、何かなという。

○委員長（下山哲司君） わかります。

○副議長（佐々木雄司君） 済いません、もうこれ以上言葉出てこないですけど。

○委員（原田素代君） 追加で。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 皆さんの意見聞いてて、1つ。やっぱりこの7番と8番っていうのは整合性が要ると思うんです。8番でやっぱりここでただしと書いてしまって、これとこれ、これとこれはそれぞれ1個ずつよと書くわけですから、それに準じて7番もそのまま持ち上げて、購入についてはダブらずに、こういう場合はどっちか1つずつって、それだけでいいんじゃないですか。7番の入り口が広くて、8番だけ閉めてるっていう感じに逆にここでは見るので、そういう1つに。

○委員長（下山哲司君） 8番については、わしは3つ持っとんじやって言われるような人がおられたから特にこういうことにしたんですけど、7番については必要な機器を買えないというんじやあいけんで、議長の御意見は余りがんじがらめにしないように皆さんでよく御相談してくださいという意見をお聞きしておりますので、一応はそういうことも含めて、前にも言うたように、常識ですけど36万円ですから、360万円じゃありませんので、よそみたいに。36万円分皆さんが一生懸命活用して、意味がないんじやあ政務活動費の意味がないので、やっぱり活用するという事について余りがんじがらめにしないほうがいいんじゃないでしょうかという先生の御意見もお聞きしておりますということで議長からお聞きしとんですけど、この委員会でこうやって諮りようる以上は、常識を基本として御理解をいただいてするということで、全協で報告するわけですから、皆さんにそれに従ってもらえるように今後やっていきたいと。今まではどうも議員さんが、いや、わしはこれでええんじやというてやられた方が何人もおられて、それが問題にせにゃいけんに問題にならずに終わってしもうとる件が何件かあるんで、やっぱりそういうことのないように今度は全協で徹底するという事で、今協議するこ

とが価値があるんじゃないというふうに私は思っとなんで、そういうふうな御理解をいただきたいと思います。

ですから、100%がんじがらめにするというような物の考えは私は今は持ってないんですけど、前にも言うた議員としての常識の範囲でやっていただくということで、人がおかしいんじゃないねんかと言っても、わしはこれでええんじゃないというようなことのないようにやっていきたいというふうに思うんで、案分が2分の1を3分の1にしたと、これはやっぱり簡単な話だと思うんです、数字でできるわけですから。ですが、この購入なんかについては、同機種を2つも買うというような話はだめですけど、今までどおり必要なものは買えると。使用料については自分持ちですよというふうな考え方で、今の皆さんの御意見はそうじゃないかというふうに思いますんで、そういうことでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君）　ですから、もう購入についても常識の範囲でやっていただくと。この前も出とりました金額についても常識の範囲でやっていただくと。もうそういうことは書けませんから、ふうが悪うて。話を全協の席でしますから。

いいでしょう。どうですか、この文章で。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君）　では、そういうことで御理解をいただいて、7、8を終わります。

次に、研修会等への参加及び先進地視察を行うとき。これはもう前と変わりませんので、よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君）　10番目、研修会等への参加及び先進地視察。これは、研修の視察調査の記録簿を作成しということで、5年間保存すると。こういうことで、今までどおりでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君）　休憩しますか。

○委員（原田素代君）　もう最後まで行きませんか、4ページの。

○委員（実盛祥五君）　もう4ページの最後まで……。

○委員長（下山哲司君）　はい。

それでは、11番目、領収書等の提出。求められた場合速やかに提出できるように、整理、保管しておく。年末にまとめるんじゃないしということと言われとんだと思うので、そういうふうに。私も心がけにやいけんと思っております。

12番目、政務活動費で経費を支出する事務所については、事前に届け出をしてくださいと、これははっきり項目を順番につけましたので、こういうことでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） そのときの審査ですが、この前皆さんが御意見をいただいた内容でよろしいですか、あの内容で。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、12番まではそれで。
では、10分まで休憩します。

午前11時2分 休憩

午前11時10分 再開

○委員長（下山哲司君） それでは、会議を再開いたします。
資料の確認をお願いします。

5 ページ、6 ページ、これは書式一覧で、これでよろしいですね。7 ページまであります。

○委員（佐藤 武君） はい、委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 濟いませぬ、調査記録簿ですけれども、ざっと見て十分な確認もしてないんですけど、この概要が余りにも狭いとか、記録と報告じゃあないんですね、これは。報告書じゃないんですよ。

○副委員長（治徳義明君） 濟いませぬ。

○委員長（下山哲司君） 治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 通常は、これはパソコンなので、もう枚数を何枚も書く人は書きまますので、ずらして。ただ、これが基本ベースになつとるだけで……。

○委員長（下山哲司君） 項目だけです。

○委員（佐藤 武君） 項目だけ。

○委員長（下山哲司君） はい。

○副委員長（治徳義明君） 写真ついたりいろいろ……。

○委員長（下山哲司君） 間隔は関係ないですから。項目……。

○委員（佐藤 武君） わかりました。

○委員長（下山哲司君） 濟いませぬ、舌足らず申しわけありません。

○委員（佐藤 武君） いえいえいえいえ。

○委員長（下山哲司君） そういうふうはこちらにお任せ。

記載例は、7 ページ、こういうことでよろしいですね、変わりございませんので。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、使途基準の運用指針についてということで、8 ページから確認……。

○委員（光成良充君） 1 個、さっき上でもちょっと話したんですが。

○委員長（下山哲司君） はい、光成委員。

○委員（光成良充君） 先ほど、4ページの7番で備品台帳作成して適切に管理してくださいというのがあったんですが、今事務局のほうからパソコン用にもらってるこの書式とかの中に、次からは備品台帳的なものをこっちで作成して入れられるものを入れてもらえるっていうふうにさせていただきたいなど。

○議会事務局長（奥田吉男君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、事務局長。

○議会事務局長（奥田吉男君） 備品台帳については新たにつくるものなので、大蔵省令で各機器について耐用年数を定めたものがございますので、それを例としてお示しして、購入日、耐用年数、価格、そういったものの記入できるような備品台帳のほうは事務局のほうで作成いたします。

○委員長（下山哲司君） きょうのところは作成していただくということによろしいですか。それを使用するということで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、今、使途基準の運用の指針について確認をしていただきます。今、項目的には一応全項目確認をいただいて了解をいただいたということでございます。文章について一応全項目に目を通したいと思っておりますので、御確認をお願いしたいと。ミスがあるとか不足があるところがありましたら御意見をいただいて、きょうもう最終的に終わりたいと思っておりますので。

研究研修費について、前回と違うところは注1の自家用車を使用した場合とガソリン代とかという文言を載せております。この内容で盛り込んでよろしいでしょうか。項目をはっきりさせたということで御理解をいただければ。

○委員（実盛祥五君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、実盛委員。

○委員（実盛祥五君） この25円は、一般的に何ぼの金額のときに25円にしたんじゃろかな。今物すげえ上がっとな。

○委員長（下山哲司君） これは、佐藤武文議員にお聞きしたところ、山陽が決めたやつを合併のときに使用したということで、25円というのは合併のときに決まったんですが、内容的にお聞きしましたら、山陽町議会のときにこういう内容で決定して、それをずっといまだに合併、以来持ってきとるということで。ですが、これを再査定の話をして1回お聞きしたんですが、お聞きしても、これが金額が上がることには現代ではならないであろうという御意見なんで、そういうふうにお聞きをさせていただきたいというふうに思います。一応前に確認はさせてもろとりますので。へえで、他の意見として25円が再検討しても変わらないであろうという御意見でございましたので、もうそういうことで御理解ください。

よろしいですか。

では、赤字の部分がはっきり、もうこのとおりでよろしいですか。きちっと文書にしたというのですから。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは……。

○委員（佐藤 武君） 委員長、済いません。

○委員長（下山哲司君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） ちょっと確認です。

交付対象とならない具体例で、(1)の本会議、委員会活動に係る交通費、宿泊費というのがあるんですが、まあ岡山市は委員会の視察もないですし、委員会の視察旅費も予算化されていないということで、ひょっとしたら各議員さんが政務活動費を支出して行きませんかという話になった場合は、これはもうあれですか、もう支給、使用ができないということでもいいんですか。そういうケースもあると思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 局長、今までの実施、皆さんしとられる内容の例が言えますか。

○議会事務局長（奥田吉男君） 済いません、御質問をもう1回お願いします。

○委員（佐藤 武君） はい。(1)の本会議、委員会活動に係る交通費、宿泊費は交付対象とならない具体例ということで記載してありますが、8ページの右側の交付対象とならない具体例の(1)。それで……。

○委員長（下山哲司君） 私答えてよろしいですか。答えれると思いますので。

○委員（佐藤 武君） はい。

○委員長（下山哲司君） これは、本会議と本当の委員会ですから、もう政務活動とは全く違うので、委員会活動なので、議会活動ですから、もう正規の議会ですから、個人の対象ではないので、仮に泊まりで出張しても、それは全額予算をとってやる部分のこの内容なんです。

○委員（原田素代君） じゃあ、書かないほうがいいんですか。

○委員長（下山哲司君） いや、書いとかにやいけんのんじゃ、こりゃあ。

○委員（原田素代君） だって……。

○委員長（下山哲司君） 勘違いされるからきちっと。議員同士で研修に行く分は、さっき金額載ったが、1万3,000円。

○委員（原田素代君） それは。

○委員長（下山哲司君） 宿泊費、それからその旅費は活動費に使えるということになっておりますので、皆さんそういう実際やとられますね。

○委員（実盛祥五君） まあ実費。

○委員長（下山哲司君） 実費ですから。飲食代は入りませんよ、ホテル代と旅費以外は入りません、はい。その辺は例をちょっと言ってもらいましょうか。ここらは、かなり。

- 委員（佐藤 武君） いえいえいえ。
- 委員長（下山哲司君） よろしいですか。
- 委員（佐藤 武君） はい。
- 委員長（下山哲司君） もう今の言語でわかりますか。
- 委員（佐藤 武君） わかりました。
- 委員長（下山哲司君） そういうふうに理解してください。
- 委員（佐藤 武君） はい。
- 委員長（下山哲司君） それでは、調査旅費、問題ないですね、文章で。
- 委員（実盛祥五君） はい。
- 委員長（下山哲司君） それで、資料作成費。
- 委員（実盛祥五君） よろしい。
- 委員長（下山哲司君） よろしいですね。
- 委員長（下山哲司君） 資料購入費。
- 委員（実盛祥五君） よろしい。
- 委員長（下山哲司君） よろしいですね。

広報費、これで注意2のところで赤字にさせていただいておりますが、もうこの内容でよろしいですね。

- 副議長（佐々木雄司君） ちょっといいですか。
- 委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。
- 副議長（佐々木雄司君） 基本的なところの話をするんですが、選挙活動というのは、告示をして告示を受けて、立候補の届け出をして、判こを押してもらって初めて選挙が始まるわけです。週末の我々でしたら、土曜日の23時59分59秒で選挙が終わるまでです。この1週間の中が選挙になってくるわけですけども、その間の活動にこの広報費が発生することってというのは、1週間の中にはないですよ。多分この中で、この選挙活動というのは何を言わんとしてるのかと云ったら、その前の選挙の準備に係るものを指してるんだろうなというふうに思うんですが、その選挙に係る準備ってというのは事前運動ですから禁止ですよ、そもそも。違法行為ですよ、それは。違法行為にまつわるものを選挙活動というような書きぶりにしちゃうと、ちょっと書きぶり違うんじゃないかなというふうに思うんです、僕は。だから、我々議論の中で、よく選挙活動じゃがなとか、議員控室とかでありゃあんなことをしょうて選挙活動、事前運動じゃねえとか、何か言われるような話が飛び交ったりするんですけども、何かよく状況を捉えてないというか、内容をよく捉えていない状態の中でそういった言葉だけが飛び交うようなことが多々あるかなというところの延長線の中で、この選挙活動というものがここに書かれていやしませんかと、含まれておりませんかということになったら、もうちょっと書きぶりを変えておかないと、違った意味合いでみんな捉えたまま運用するような形になるんじゃないか

なというふうに思ったりするんですけど、どんなものでしょうか。

○議会事務局長（奥田吉男君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、局長。

○議会事務局長（奥田吉男君） これは、例としてお示ししましたのが、岡山市の手引きの中の参考資料として、高裁の判例が出ております。御指摘をいただいた今の選挙活動という表記の部分は、実際の高裁判決の中では、議員個人のPRを目的としたプロフィールであるとか、顔写真、そういうものがふさわしくないという判例の中で表記したもので、この選挙活動という言葉が正確でないようであれば、お話の中で議員個人のPRとかという表現にすべきかと思えます。

以上です。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） よかったです、議論が深まったようで。議員個人のPRっていうのも当然、議員個人のPRを目的とすることがどうかというところの議論は必要になってくると思いますけども。要するに、何をもちてPRって判断するんですかということですよ。で、そここのところに一生懸命市民に議会の自分の活動を、例えばこの間市役所のある方が、道路冠水してるところを、懐中電灯を持って水の中入っていったような、その写真を配ったりするような場面もありましたけども、そういったようなものも市民の方々に対するアピールととるのか、それとも私はこんなに仕事を物すごく頑張ってますよというようなことの報告に捉えるのか、それは基準がないですよ、主観が物すごく入るものですよ。だから、そういったようなところの部分で、議員個人の活動を制限してしまうようなところに向かってしまうものというのは、私はあるべきではないんじゃないかなというふうに。以前から申し上げてるとおりなんですけども、そんなぐあいに私は感じておりますけど。

○委員長（下山哲司君） この広報ということで、議員になられた方は4年間365日自己アピールはせられとると思います。ですが、それは個人のあれで問題ないことなんですけど、この政務活動費を使うということの範囲の中でこういうことをきちっとさび分けをしていただくというふうに理解してもらわんと、選挙の場合は6カ月に入った時点で選挙の対象になるので、6カ月以前は選挙の対象にはなりませんので。そういう面では、この前皆さんもらつとると思うんですが、選挙のときに選挙委員会から出とったあれがあったでしょう、あれが実質それなんです。私一般質問で北川議員のパンフレットのあれを言うたんですが、あれは6カ月以内であり、挨拶文であり、挨拶文を出したらだめですよって選挙管理委員会から出されとるわけです。ですけど、出しとるわけ。ですけど、選挙管理委員会自体が警察行って取り締まりを頼むわけでもないし、もう今二遍やつとるわけですよ。ですから、もうそういうことは今後はきちっとないようにしていただけないので、そういうことも含めてこういう文章になったというふうに。

はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） いや、ですから、具体例を示していただいておりますけれども、そういう目的であればなおのことこういう書きぶりっていうのはふさわしくなくて、個人の、内容見させていただきましたが、配布物の。見させていただいた内容といたしましたら、議会であったことをしっかりと御報告されてるだけのことで、それが選挙間近、直前に議会報告があったわけですから、かばってるわけじゃないですよ、別に。一般論として申し上げてるんですけども、それが選挙間近1週間前に全戸配布されても、私は問題ない、議員として問題ない議会報告の内容でなかったかなと思うんです。あれがどうして半年前に配られちゃいけなかったものなのかというところ、配布した手段というところに問題があったんだろうなというふうに思うんですけども、原稿の中身自体は僕は全く内容については問題なかったというふうに捉えています。ただ、配布のやり方がまずくて、それが原稿に及んで、その原稿の印刷費というようなところに自己規制をかけていかなきゃいけないというのは、ちょっと余りにもボタンのかけ違いとか飛躍しているようなものがあるように思うんです。我々が唯一市民に広くこの議会の活動を知っていただける有効なアイテムです、手段です。そこのところを一人一人それぞれやり方があって、考え方があって、デザイン性があるって、そのデザイン性も赤を使ったり、黒を使ったり、色をつけたり、文字を大きくしたり、小さくしたり、形を変えたり、写真を入れたりわかりやすく努めていくのが、こうあるべきだっていうのであれば、もう書式を決めて、その書式以外のものはもう絶対だめよっていうふうにしていかないと、そりゃもう整合性とれないです。ということになったら、表現の自由であるとか、あるいは権利であるとかというようなところに話が及んで、僕はそれこそそういう自由性の中で切磋琢磨してそれぞれがいいものを見せたいというところの努力による成長、これが損なわれることになるんじゃないかなというふうに、私はもう常々そんなぐあいに思ってます、この件については一貫してもっと自由性をして、むしろこういうことをもっと頑張りなさいよっていうぐらいに奨励しなければいけない。やってない人がいるのであれば、何やってないの、もっとやってよっていうぐあいに言わなきゃいけないような立場じゃないかなというふうに思ったりするんですが。

○委員長（下山哲司君） 御意見ももっともなんですけど、ここに示しとるのは、政務活動費を使わないのであれば、個人の自由ですから、問題があれば。彼のあの部分に関しては、警察に見せて、警察聞いたら持っていきますからというて言うもったんです。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 選挙活動の表記がいいか悪いかの議論だと思いますので、そこでちょっと整理をしていただければと思いますが。

○委員長（下山哲司君） ですから、政務活動の使用にする広報についてはやっぱし今までも言ったように常識の範囲で、皆さん選挙に出てこれるとるわけですから、選挙と議会活動とさ

び分けぐらいいはきちっとできると思うんで、常識の範囲で理解いただくということで閉めさせてもらわんと幾ら言っても切りがないんで、ほんならこれいいか悪いか審査する場でもありませんし、常識の範囲で、選挙管理委員会がだめですよというものはやらない、そういうふうに理解していただく以外にないんだと思うとります。ここでこう示しとるのは、政務活動費を使っただの広報ですから、自分のお金でどんな広報されても自由ですから。その話はしません。ですから、この広報というのは政務活動を使った広報についてですから、基本的には常識の範囲で。選挙活動、後援会活動等にかかわるんじゃないかということを書いとるわけで、これで御理解をいただけるんじゃないかなと思っておるんですが。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君）　ここで書いてるのは、選挙活動の資料作成費などで、例えば澤さんがちょっとペナルティーになりましたよね、選挙用の名刺とか。そういったものを幅広い意味で、いわゆる印刷や事務機器の購入やっていうものの分類の中では、それはだめよと。だから、告示から最終日までの間に何するかじゃなくて、広い意味で選挙につながる、選挙のために使うものはここで言う作成費としては対象外になりますよって言う理解のほうが……。

○委員長（下山哲司君）　佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君）　そういう書きぶりにぜひしていただいたほうがいいと思います。そもそも選挙活動というものを表現するのにふさわしくないと思います、事実を反映していないといえますし、今原田委員がおっしゃられたように、選挙準備であるとか選挙活動に関するものであるとかというような、まさにものだと思います。私が先ほど来から言っておりますのは、このところの整理をつけろとかという話も出ましたけども、そうではなくて、この一番最初のページにも書かれて、1ページの総則のところにも書かれてますけども、赤磐市議会議員の活動に資するための必要な経費ということです。その活動の一つである大枠のところ、この大枠のところに関して、奨励することなくむしろ後退するようなものというのがこの選挙活動とかというような感じに書かれていきましたら、これはどんどんどんどん制限かかってきて、自由活発な議員としての取り組みができなくなるもんですから。後援会活動じゃないんですから。そこのところを私言いたかったわけで。じゃから、そういうぐあいに文言がついて、修正されるんであれば本当にいい形になるなというふうに思います。

○委員長（下山哲司君）　この文言をほんならどういうふうに変えたらいいかという御意見があればお聞かせ願えればいいんですけど。この内容で何とか理解いただけるんじゃないかと思うんですが、赤字の部分。どんなですか、修正したほうがよろしいですか。

○委員（原田素代君）　え、今どこやってるん、資料作成費をやってるんじゃないんですか。

○委員長（下山哲司君）　広報費よ。

○委員（原田素代君）　広報費をやってるの。ああ、ごめんなさい。

○委員（実盛祥五君）　広報費。

○委員（原田素代君） はい、広報費ですね。

○委員長（下山哲司君） ですから、今話をしようるのは、注2の赤字にした部分の、ちょっとこの文言がおかしいんじゃないんですかという話の中からそういうふうに変換してとんで。

○副委員長（治徳義明君） 済いません。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 使途基準のほうに議員の活動云々というのは出てますよね。そういう中で法的にどうと言われたらなかなか、今副議長さんが言われたとおりなんだろうとなるほどなと思うて聞いたんですけども、一応常識的な考えではこれでええんじゃないかなと思うんですけど。これで理解できる……。

○委員長（下山哲司君） 今までのお話の中でいけば、選挙活動、後援会活動、政務活動、この3つとして3分の1の案分をしたわけですね、皆さんそれでいいということで一応3分の1に決定したと思うんです。じゃから、考え方としたら、そういう3つじゃということを示しとるとこというふうに変換していただけたら。

○副委員長（治徳義明君） 済いません。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 今事務局のほうから報告があった、議員個人のPRを目的とする云々みたいな文言を入れてしまったら、それこそ余計ややこしくなってしまうんじゃないかな、もう。広報紙そのものがPRなわけじゃから、その辺が難しいんじゃないかなと思う。

○委員長（下山哲司君） じゃから、選挙管理委員会が示しとるのは、挨拶文は入れたらだめですよという文言をはっきりうとうとんで、その辺だけはやっぱり議員として理解してやらにゃいけんと思う。

はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） ごめんなさい、広報費の注2のちょっと細かいところになるんですが、広報活動等と推定される内容ということは、推定は誰がするんですか。

○委員長（下山哲司君） この前もお示ししたように、議員の常識の範囲で御理解いただかにはあ。事務局には意見を言う権限はありませんので、議員のメンバーの中で、強いて言えば、問題があるようであれば議長に相談していただくとか、副議長に相談、2人で相談していただいて、問題があるように思われる節があるときには事前に相談のほうがいいんじゃないかというふうに思います。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい。

○副議長（佐々木雄司君） 推定と書かれてるんで、本人以外の第三者が推定されるというような見識、見解を示したら、1人でも推定されてるその第三者のことがあるんでということで、その御本人が一生懸命つくったものが配布できなくなったり、一生懸命書いて、その書いて

たものが、これもテクニックですからね、書きぶりっていうのは、テクニックですから、そういったようなものも修正を求められたり、写真の削除を求められたりというような、要するに自由性のところに踏み込まれるのは私嫌なんです、努力して一生懸命アイデアひねって、お金かけて一生懸命やってますし経験積んでますんで。だから、そういったようなところも踏み込まれるのは物すごく嫌で、努力の部分ですから。だから、その推定がどういう意味なのかっていうところはこちらの場所ではっきりさせていただきたいなというふうに思ってるんですが。この第三者の関与じゃなくて、もう自分自身の判断でいいんですよっていうことでいいわけですね。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そうなんです。推定っていう言葉を使うと、非常に客観性がなくて、もうストレートに、活動等の内容を、だから選挙活動、後援会活動等の内容を含む場合はというふうにしたほうが……。

○委員長（下山哲司君） 推定を外す。

○委員（原田素代君） うん。それは自分でそういうふうに判断して、例えば1年間やってることの延長だとか。それに対して第三者が、いやいや、これはそうなってませんかっていうことになった場合はそこですればいいんで。推定って言葉にすると、誰が推定するっていうことに……。

○委員長（下山哲司君） 冒頭に申したんですが、これは入れとんで、協議していただいて、ただしていただくということにしておりますので、皆さんがこの部分は修正したほうがいいということになれば修正させていただきます。

○副委員長（治徳義明君） 済いません。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 恐らく推定と入れたのは、さっき言った議論、広報紙に、これは後援活動じゃない、いや、私はこう思う、ああ思うという議論があるんで、恐らく推定というのが入ってしまったんだろうと思うんですけど、言い切ってもええと思います、はい。

○委員長（下山哲司君） 半分やわらかくしたようにとれればとれるし、ひっかかるといえばひっかかるんですけど、ないほうがいいという場合には、もう「等」を「内容を」と一発で行かせていただいてもいいです。どちらでも皆さんが、どっちがいいですか。挙手で決めますか、もう内容的に。ほんなら、推定は外しますか。

○委員（実盛祥五君） 外してもええんじゃないん。

○委員長（下山哲司君） じゃあ、御意見があるんで、ほいじゃあ推定されるを外します。そういうことでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、その部分を外した内容で、このように載せていただきます

す。

それじゃあ、広報費はよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） ここでこうやって基本条例やりよんですから、選挙管理委員会のまた文章もお読みいただいて、見識を持っていただくということでこの部分は終わらせていただきます。

それでは、広報費、もうこれは前皆さんのあれで変わらないんで、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） この辺も後ろにちょっと交付対象とならないとつとりますが、こういう内容で、常識の範囲ですからよろしく願いいたします。

次に、要請、陳情活動費、これはもう何も項目がございませんので、そういうことで。

会議費、これも項目を入れてませんが、よろしいでしょう、会議費、項目は。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） 人件費、これはいろいろある程度縛りがありますので、この内容でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） 家族、親族というのは絶対だめですからね。この辺だけ認識していただくと。

それでは、事務所費、これが今までにも問題が多少あったんで、この辺ははっきりさせていただきたいと思いますので。一応、黒い部分は前のあれで赤い部分を追加しておりますので、その辺について御意見を。注意4というのはこの前お話しした内容を入れております。注5、備品については、議員活動のみで使用するものを2分の1、客観的に見て個人での使用が想定されるものについては3分の1。

○委員（佐藤 武君） はい、委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 確認をさせてください。

議論する中で、議員さんのお1人の自宅に事務所ということで、委員長、ごめんなさい、そういう形をとられてますよね、じゃなかったですか。

○委員長（下山哲司君） は、だめ。

○委員（佐藤 武君） じゃあなくて、岡崎さんの自宅にコピー機とか置いてるというふうに言われませんでしたか。

○委員長（下山哲司君） ああ、それは別の棟で。

○委員（佐藤 武君） 別の棟。

○委員長（下山哲司君） そこをお借りしとる。

- 委員（佐藤 武君） 別の棟なんだけど、岡崎議員の名義ですよ。
- 委員長（下山哲司君） そうですそうです。
- 委員（佐藤 武君） ということは……。
- 委員長（下山哲司君） 事務所費は使ってません。
- 委員（佐藤 武君） 使ってないですね。
- 委員長（下山哲司君） 使ってません、電気代も使ってません。
- 委員（佐藤 武君） いや、そうなる、岡崎議員の名義だから岡崎議員の政務活動費を支出するのはだめだけど、ほかの議員さんが出す分はオーケーですよ、これからいけば。
- 委員長（下山哲司君） ですが、はっきり言いますけど、彼の別棟のあれは、家とは別に離して事務所にしとんですけど、自分の個人の物もありますから。
- 委員（佐藤 武君） でも、事務所という形で届け出をした場合ですよ。その場合は、ほかの議員さんは……。
- 委員長（下山哲司君） いや、届け出をしても、活動費を使う、使わんはまた別の話ですから。
- 委員（佐藤 武君） ああ、別の話なんですけど……。
- 委員長（下山哲司君） はい。事務所費の……。
- 議会事務局長（奥田吉男君） 言ようられるのは、客観的な例の話をしてるので、実際の話をするとかみ合わないの。
- 委員（佐藤 武君） 仮に出すという場合、それはもうオーケーですよ、この記載の仕方からすれば。ということですね。
- 委員長（下山哲司君） はい。
- 委員（佐藤 武君） はい。
- 委員長（下山哲司君） もう実際の話をする、ですから面倒になるから、電気代もあれも全部寄附してもらってますから。
- じゃけえ、敷地内の事務所はだめです。
- 委員（佐藤 武君） 自分名義のね。
- 委員長（下山哲司君） はい。それで、もうこの前……。
- 委員（実盛祥五君） 自分名義の……。
- 委員長（下山哲司君） はい。前にも言うたように、自分の持ち物がほかのところにあっても、自分の持ち物の分はだめです。この前その件は最終的にしていただいたと思うので、はい。
- 委員（佐藤 武君） 家族名義もね。
- 委員長（下山哲司君） はい、家族名義。
- 委員（佐藤 武君） 親族も。

○委員長（下山哲司君） はい。もうそれはテレビでいつも最近問題になっとなんで、皆さんよく理解されとると思います。舛添さんがよう宣伝していただいたんで。

事務所費についてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） この文書でよろしいですか、確認。自宅、同一敷地内及び自己所有、家族名義を含むの事務所はだめと。

よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） この辺がはっきり前してなかったんで、はっきりさせていただいておりますので。

それじゃあ、事務所費についてはそれで終わります。

その他経費、注2、注3について御意見をいただければ。どこが変わっとなかと言いますと、2分の1が3分の1に変わったと。一応皆さんこの前3分の1でいいだろうという御意見だったんで、一応3分の1で入れさせていただいてます。議長は、そんなにきつく縛ってやらなくてもいいんじゃないかという、専門家の意見も聞いとると言われたんですが、こうやって委員会をしてやる以上は、よそより、先ほど申し上げました先だった形で、考えるということ想定したら3分の1じゃないかということで一応3分の1に前に決めていただいとんで。

○委員（原田素代君） 済みません。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 注3の名刺は、要するに以外、名前、住所、連絡先以外が明記された名刺は2分の1で、この3つだけの場合は、何、どうなるの。

○委員長（下山哲司君） オーケーだったと。

○委員（原田素代君） 全額いいの。でも、そういうふうには書いてないよ。

○委員長（下山哲司君） オーケーだったな、でしょ。

○委員（原田素代君） 名刺だめだったんじゃないか。

○委員長（下山哲司君） 名刺です。

○委員（原田素代君） オーケーなんですか。

○委員長（下山哲司君） 名刺は、僕はだめじゃという認識じゃったんじゃないけど、この前の話ではオーケーだった。

○委員（原田素代君） 今もオーケーなんですか。

○委員長（下山哲司君） いや、ほかのを書いたらいけんのよ。

○副委員長（治徳義明君） それ以外のやつはだめという話でしょ。

○委員長（下山哲司君） それ以外はだめなんよ。

○副委員長（治徳義明君） だめという話よ、名刺は2分の1という話でしょ。

- 委員長（下山哲司君） そう、2分の1よ。こけえ2分の1にしとるでしょ。
- 委員（原田素代君） いや、この文章を読んでくださいよ。
- 委員（実盛祥五君） 連絡先以外明記され……。
- 委員（原田素代君） 明記された名刺について2分の1なんだよ。じゃあ、文章がおかしいんじゃないですか。
- 委員長（下山哲司君） いや……。
- 委員（原田素代君） だから、余計なことは書いてあっちゃだめなんですよ。
- 委員長（下山哲司君） 名前と住所と連絡先だけ書いた分は100%オーケーという話じゃったと思うんですよ、局長に確認しますけど。なあ、そうだったな。
- 議会事務局長（奥田吉男君） 違います。
- 委員長（下山哲司君） いや、僕は名刺はだめでしょと言うたら、事務局の今までの例でいったらええという感じ。
- 委員（原田素代君） ああ、危ない危ない。確認してください。
- 委員長（下山哲司君） 岡山市の例だったら……。
- 委員（佐藤 武君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤 武君） 岡山市の例は、住所、氏名、電話番号は2分の1ですと。それ以外の分はだめですという話でしたよ、この委員会でも。
- 委員（原田素代君） 私それに参加してないから。
- 委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。
- 副委員長（治徳義明君） もう政務活動費そのものが、判例で言えばもう2分の1以上はどんなもんでもあり得ないという話だったと思うんですけど。どんな備品じゃろうが何じゃろうが、2分の1以上をもらうというのにはあり得ないという。政務活動費でもらうのは。
- 委員（原田素代君） だから、名刺はどうなんですか。
- 委員長（下山哲司君） 委員名、住所、連絡先以外明記された……。
- 議会事務局長（奥田吉男君） 2分の1で皆さん意見を聞いたじゃないですか。
- 委員長（下山哲司君） ああ、じゃからこの2分の1は、2分の1でいいというこの前の見識じゃなかったかな。
- 委員（原田素代君） 違う。以外が明記されたって書いてある。
- 議会事務局長（奥田吉男君） 今の話でいきょうと、注3の議員名、住所、連絡先が明記された名刺については2分の1が答えだったと思うんです。
- 副委員長（治徳義明君） 以外が要らんのんよ。
- 議会事務局長（奥田吉男君） はい。
- 委員（原田素代君） ええ、以外が要るんでしょ。

- 議会事務局長（奥田吉男君） 要らない。
- 委員（原田素代君） ええ、以外は誤字なの。だから、このまま読むと、それ以外のほかの会や名前を名乗ったような名刺は2分の1っていうふうに読めますよ、これだと。
- 副委員長（治徳義明君） 間違うとる。
- 議会事務局長（奥田吉男君） 間違いです。
- 委員（原田素代君） じゃあ、以外は要らないのか。
- 副委員長（治徳義明君） そうよ。
- 委員（原田素代君） 連絡先のみが明記された名刺は2分の1ってことか。
- 副委員長（治徳義明君） そういうことじゃ、そういうこと。
- 委員（原田素代君） 全然意味が違ってくる。
- 委員長（下山哲司君） 以外を外しやあええんじゃな。
- 委員（原田素代君） うん、のみになるんですね。のみの明記が……。
- 委員長（下山哲司君） しっかり聞かれたときにぱっと答えられるように、再確認をしときたいと思います。もう名刺は2分の1と。
- 委員（原田素代君） でも、それ以外の……。
- 委員長（下山哲司君） それ以外の名刺はだめと。
考え方でいいんですか。
- 副委員長（治徳義明君） 済いません。
- 委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。
- 副委員長（治徳義明君） これではっきり明記したら、議員役職やこう書くというて書いたらもうだめということになるわけか。
- 委員長（下山哲司君） それは、事務局でつくってもらよんです、役職名紙は。
- 副委員長（治徳義明君） いやいや、赤磐市議会議員治徳義明と書いたら、この文言で言うたらだめになるんですよ。名前だけじゃから。
- 副議長（佐々木雄司君） 厚生常任委員会委員長……。
- 副委員長（治徳義明君） そうそう、それを書いたらもうだめに……。
- 委員（実盛祥五君） 委員会入れるのはええじゃろ。
- 副委員長（治徳義明君） いやいや、じゃなしに、文言の話です。文言の話をしょんじゃから。
- 委員長（下山哲司君） この前に確認したのは、議長、副議長、委員長、必要があるときは事務局がつくってしてくれるという話。
- 委員（原田素代君） それは無料で。
- 委員長（下山哲司君） 無料じゃ。事務局でつくれるんじゃな。
- 議会事務局長（奥田吉男君） いいえ。

- 委員長（下山哲司君） あら、じゃあなかったん。
- 議会事務局長（奥田吉男君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） はい、局長。
- 議会事務局長（奥田吉男君） 今現在公費で支出いたしておりますものは、公職として副議長、それから議長のみが事務局から支給をいたしております。
- 委員長（下山哲司君） 委員長はなし。
- 議会事務局長（奥田吉男君） はい。してありません。
- 委員長（下山哲司君） それでは、確認をします。私の認識が間違っておりました。委員長について名刺が必要な場合は、何々委員長を入れてもいいんじゃないかと思えますけど、役職です。
- 委員（原田素代君） じゃあ、委員名、その3つプラス役職を入れるということ。
- 副委員長（治徳義明君） 議員役職。
- 委員長（下山哲司君） 入れてもいいということ。
- 委員（原田素代君） じゃあ、議員名、役職。
- 委員長（下山哲司君） そうせにゃあ、よその委員と対応したときに……。
- 委員（原田素代君） 一々。
- 委員長（下山哲司君） 一々。
- 委員（佐藤 武君） そりゃあそうです。
- 委員長（下山哲司君） ですから、ほかのはだめですけど、役職、委員長、副委員長を持つとられる方は……。
- 副委員長（治徳義明君） 議員役職ね。
- 委員長（下山哲司君） そう、議員役職。
- 副議長（佐々木雄司君） 個人的な何とか町内会長というのは。
- 委員長（下山哲司君） だめですよ。
- 副委員長（治徳義明君） そりゃあおえん言う。
- 委員長（下山哲司君） この中に、議員役職はオーケーと入れましょうか。
- 委員（原田素代君） そうですね。
- 委員長（下山哲司君） うん、そのくらいは。
- 委員（佐藤 武君） 委員会名。
- 委員（実盛祥五君） 委員会。
- 委員長（下山哲司君） だから、議長、副議長でしょう。委員長、副委員長でしょう。
- 委員（原田素代君） 一議員だって……。
- 副議長（佐々木雄司君） 委員があるじゃないですか。委員会名。
- 委員長（下山哲司君） まあそれもいいですね、仕分けですから。

○委員（原田素代君） 役職、委員会名。

○委員長（下山哲司君） そこら辺の文章はちょっとええぐあいにしてください。

内容はわかりました。

そういうことで、ほんなら。

その注3については、よろしいですか、今ので。

もう最終ですから。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） そういうことで、ほんなら文章入れさせていただきます。

○議会事務局長（奥田吉男君） はい、委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、局長。

○議会事務局長（奥田吉男君） それから、今の表記の確認なんですけど、議会名、議会の役職（所属）、住所、連絡先でいかがでしょう。

○委員長（下山哲司君） はい、いいと思います。

○委員（原田素代君） 役職に括弧つけるんですか、所属に。

○議会事務局長（奥田吉男君） 委員会、所属も……。

○委員（原田素代君） だから、正副委員長以外の議員も何委員会に所属してるっていうのを書いていいわけでしょ。

○委員長（下山哲司君） うん、そうそうそう。

○委員（原田素代君） だから、役職の後括弧つけると役職だけになっちゃうから、並列して役職と委員会名にしたほうがいいと思いますけど。

○委員長（下山哲司君） じゃから、議会内のことは書いてもええということ。

○委員（原田素代君） うん。まあそこは……。

○委員長（下山哲司君） 今の内容を御理解いただけましたか。議会内のことの表記はオーケーと。そういうことで、聞かれた場合にそうお答えください。

それでは、次に進みます。

領収書、これが確認していただきたいのが、数量と用途が明確に。レシート、原本と写し作成し、保管すること。今は、写しのほうを出したらえかったんじゃな。

○議会事務局長（奥田吉男君） はい、そうです。

○委員長（下山哲司君） そういうことで、確認をお願いしたいと思います。

その3点が注意事項です、領収書。

よろしいですか。

○委員（原田素代君） はい、ちょっと確認です。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） レシートはオーケーだというふうに、この(1)の言い回しがよくわか

らないんですけど、ただしとあるその1行目のところです、領収書と明記されているものに限るについては領収印を省略することができるものとする。だから、いわゆるレシートでもいいと理解していいんですか、この文章。

○委員（実盛祥五君） 領収書ならええんじゃ。

○委員長（下山哲司君） ええんじゃ、今でもオーケー。領収書と書いてありますから、レシートに。

○委員（実盛祥五君） レシートだけでも……。

○委員（原田素代君） どこでも書いてある、普通。

○委員長（下山哲司君） 書いてある。納品書の部分と領収書の部分と2項目。

○委員（原田素代君） いやいや、例えばスーパーで何か買い物しましたって領収書切りますよね。

○副議長（佐々木雄司君） 書かれてない。

○委員（原田素代君） 書いてないよね、領収書は。

○委員（光成良充君） コンビニも書いてない。

○委員（原田素代君） 書いてないよね。

○委員（実盛祥五君） だから、領収書くださいと言うたら領収書書いたの出る。

○委員（原田素代君） だから、レシートの。

○副議長（佐々木雄司君） いいですか。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） いいですか。

多分、領収書を英語でレシートって言うんだと思います。

○委員（原田素代君） だから、だから。

○副議長（佐々木雄司君） レシートで通じます。

○委員（原田素代君） いや、私が聞いているのはさっき言ったように……。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） いわゆる一般的なレシート、お店でおつりと一緒にもらう、あれでオーケーだと、何か以前それでいいと聞いた記憶があるんですけど。

○委員長（下山哲司君） 領収金額と必ず書いてありますから。

○委員（原田素代君） いやいやいやいやいやいや、そういうものもあるんだけど、そうじゃない、ただのいわゆるレシート、誰が打ったとか日付とか数量や明細は全部書いてあるけど、領収書という言葉がないようなレシートあるじゃないですか。スーパーで買い物して領収書って書いてありますか。

○委員長（下山哲司君） いや、金額のところに必ず領収金額というのは絶対ついておりますから。見てください。

○委員（原田素代君） 見てやろうか、ちょっと今財布。いや、だから私が聞いているのは、レシートでいいと理解していいんですか。

○委員長（下山哲司君） いいことになっとんじゃ、今まで。じゃから、そのままでもよろしいですかとって言よん。

○委員（実盛祥五君） じゃけ、ええよ。

○委員長（下山哲司君） 現行で。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） (1)に、領収書と明記されているものに限るといふのがあるとすよ。それと、(2)は、たゞしレシートについては宛名を省略することができるんですが、この(2)のレシートといふのは、領収書と明記されていると限定されるんですね、これ。といふことは、領収書といふ表記がなかったら……。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか、私が答えても。

○委員（佐藤 武君） はい。

○委員長（下山哲司君） 自分でつくったのはだめといふ意味ですから。

○委員（佐藤 武君） ああ、もちろんそうですよ、うんうん。レシートを全部領収書と書いてます。

○委員（原田素代君） うん、そこなんですよ。

○副委員長（治徳義明君） ええ、レシートを領収書じゃといふんじゃから、ええんじゃないん。

○委員（原田素代君） いやいや、それはまた違ふ話なんじゃない、言語の話だから。

○委員長（下山哲司君） 今まで通常、タイムならタイムで買物したものを皆つけて出しますが、コピーしたものを出して写しを置いております。それでオーケーといふことなんで……。

○委員（原田素代君） じゃあ、レシートでいいんですね。

○委員長（下山哲司君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） それは、領収書といふ表記があるんですね。

○委員長（下山哲司君） ありますあります、領収金額といふ。

○委員（佐藤 武君） 領収金額。

○委員長（下山哲司君） はい。レシートですから。領収書……。

○委員（佐藤 武君） いや、私が言いたいのは、(1)に明確に領収書と明記されているものに限るといふふうに表記されてるんで、そこを確認してるんです。

○議会事務局長（奥田吉男君） じゃけえ、これで言うたら、レシートに領収書って書いてなかったら領収書もらってくださいといふことなんだと。

○委員（佐藤 武君） そうそうそうそう。

- 委員長（下山哲司君） 書いてなかったら。
- 委員（佐藤 武君） だから、レシートではだめですよ。
- 委員（原田素代君） ああ、そういうこと。
- 委員長（下山哲司君） 領収金額は領収書にならんのか。
- 議会事務局長（奥田吉男君） 領収書と明記されているもの以外であれば、領収書をもらってください。
- 委員（原田素代君） 小計でしょう。
- 委員（光成良充君） 預かり金、おつり……。
- 議会事務局主査（日下治樹君） だから、これを削除するか。
- 委員長（下山哲司君） いやいや、領収印が省略できるというんじゃないから、ないものには領収印を押してもらうたらええんでしょ、ここへ書いてあるんじゃないから。
- 委員（実盛祥五君） 判こ押してもらやあええが。
- 委員長（下山哲司君） ここへ書いてあるんじゃない。領収印を省略することができるという。ないものについては領収印をもらいなさいとなっとるわけじゃから。
- 委員（佐藤 武君） ええ、どこの、省略。
- 委員長（下山哲司君） 2行目、真ん中。
- 委員（佐藤 武君） 宛名は省略することができる。
- 委員長（下山哲司君） 領収印を省略することができる。
- (1)よ。
- 委員（佐藤 武君） ああ、領収、領収印。
- 委員長（下山哲司君） その意味で、この領収書と明記されているものに限るとするのは。
- 委員（実盛祥五君） レジ打つとる人に領収書くださいと言ったら、領収書がついたの出てくる。
- 委員長（下山哲司君） くれるん。
- 委員（実盛祥五君） 黙っとったらおえん。
- 委員長（下山哲司君） 判があるん、判が。こうぼんと押してくれる。
- 委員（実盛祥五君） うん。
- 委員長（下山哲司君） 領収書という判をぼんと押してくれる、レシートに。
- 副議長（佐々木雄司君） いいですか。
- 委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。
- 副議長（佐々木雄司君） 今我々が議論してる話っていうのは、よりよい会計をしましようという話です。で、今たしか税務署のほうは去年かおととしか体制が変わって、必ずしも領収書でなくてもよろしいですと、むしろレシートのほうが内訳が書かれているのでいいんですよっていうことで、そのレシートが領収書と書かれているとかいないとか別で、お店、どこが発

行っていて、いつ、何時に、何を買ったのかっていうものがわかればそれでよろしいですよって形態になってるわけです。で、会計の大もとである税務署のほうがそういった姿勢を、指針を示しているのであれば、我々もそれに従って、領収書にはこだわらずにレシートでもいいですよと。ただ、領収書をもらうときにはレシート同様に、何の領収書かっていうことがはっきりわかるように、誰がいつ発行したものかわかるようにしてくださいねという形が一番かちつとするんじゃないんですか。多分これからの取り扱いで、先進的というか、ええ、まだ領収書の話してるんですかってなりかねないんで、むしろそういうぐあいに一歩進んで取り入れたらどうかなと思ったりしますけど。

○委員長（下山哲司君） 一応、文章としてはこれも正しいんで、皆さんがそういうふうに理解してもらって、なかったら領収印をぽんと押してもらうということで決定したらどうですか。自分がもらうときに見て、使えるか使えんか確認したら。

○副委員長（治徳義明君） 濟いません。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） ちょっと話が変わるんですけど、領収書の1番。

○委員（佐藤 武君） 変えないでください、変えないでください。

○副委員長（治徳義明君） もうそれで納得しとんじゃないん。

○委員（佐藤 武君） 変えたら……。

○委員（原田素代君） ちょっと最終的にレシートのこと確認をさせてください。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） だから、領収印があるかないかっていうところが非常にひっかかるんですけど、要するに相手方が出されたレシートだったらいいと理解していいんですか。

○委員長（下山哲司君） そうです、今現在はそうなんです。

○委員（原田素代君） そうですね、領収書と書いてあろうがなかろうが、判がなかろうが。

○委員長（下山哲司君） 日にちと時間まで書いてあります。

○委員（原田素代君） そうです。

○委員（佐藤 武君） じゃあ、判こ押してください。

○委員（原田素代君） でも、判こが要るわけですよ。

○委員長（下山哲司君） いや、なかったら押してもろうたらどうですか、確認する意味で。

○委員（原田素代君） ああ、拾ってきたレシートってこと。

○委員長（下山哲司君） いや、それはだめよ。

○委員（原田素代君） いやいや、判を押した、だから判が要るっていうのが意味がわからない。

○委員（佐藤 武君） レジの人の印鑑を押してもらうんですよね。

○委員（原田素代君） そういうことでしょ。

- 議会事務局長（奥田吉男君） ただし、レシートについては領収印を省略することができるものとするじゃから、要らない。
- 委員（原田素代君） でも、領収書と明記されているものに限る。だから、何か……。
- 副議長（佐々木雄司君） ああ、2に書いてあるじゃん。領収書と書いてるものに限る。
- 副委員長（治徳義明君） 括弧書きを取ればいいんじゃない。
- 委員長（下山哲司君） ただしを取りゃええんか。
- 副議長（佐々木雄司君） いや、このままでいい。
- 委員（光成良充君） この領収書というたら手書きということでしょう。
- 委員（原田素代君） いや、最近パソコンでつくってるはずでしょう。
- 委員長（下山哲司君） 今のお話で、もらった時点で確認するという意味で、なかったら領収という判を押してもらおうようにするというでいいんじゃないですか。そんなに難しく言うほどのことじゃないと思うんです。
- 委員（実盛祥五君） 領収書をもらやええんじゃが、もう。
- 委員（原田素代君） いや、委員長、だから、この(1)の……。
- 委員長（下山哲司君） はい、原田委員。
- 委員（原田素代君） (1)の後段のただしレシートの後の括弧を抜いていただけるとすごくすっきりするんです。領収書と明記されたものに限る、以下同じをカットして、ただしレシートについては領収印を省略できると。これが本来のレシートなんですよ。
- 委員長（下山哲司君） 括弧をとるだけ。
- 委員（原田素代君） うん。
- 副議長（佐々木雄司君） レシートについてはということ。
- 委員長（下山哲司君） 括弧取るだけでいいんですか。
- 委員（原田素代君） そうです。(1)のところ。
- 委員長（下山哲司君） はい、そうですそうです。
- 委員（原田素代君） 一番上、うん。それがあるから何か悩ませる。
- 委員長（下山哲司君） 文章的にはおかしいと思わなんだ、ずっと読んだら。括弧が悪いんですか。
- 委員（原田素代君） うん、括弧が悪いんです。
- 委員長（下山哲司君） 局長、よろしいですか。
- 議会事務局長（奥田吉男君） はい。
- 委員長（下山哲司君） それでは、括弧取って素直に読んでいただくということ。
- 委員（原田素代君） そのまんまで。
- 委員長（下山哲司君） はい。
- 副委員長（治徳義明君） ほんなら、いいですか。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 済いません。

1 番の使途が明確にわかるように作成するというのはおかしゅうないですか。

○委員（原田素代君） 1 番のどこ。

○副委員長（治徳義明君） いや、1 番ですが、領収書には日付、金額、内訳、数量と及び発行者名または証明者名を明記し、使途が明確にわかるように作成する……。

○委員長（下山哲司君） 作成するというのは、請求書と内訳書を……。

○副委員長（治徳義明君） いや、要は領収書を自分がつくるみたいなイメージしかとれないですけど。ちょっと文言、書きようがあるんじゃないん。領収書が……。

○委員長（下山哲司君） 自分でつくったら、兵庫県になってしまうが。

○副委員長（治徳義明君） 相手につくってもらもんじゃけんそれでわかるじゃろうという話じゃろうけど、何か……。

○副議長（佐々木雄司君） わかるものに限るでしょう、なら。

○委員（原田素代君） そうそう、作成……。

○副議長（佐々木雄司君） 使途が明確にわかるものに限ると、領収書は。

○委員長（下山哲司君） 経理事務と違って、報告書じゃから請求書をつけんが。領収書だけじゃから、その領収書の中身がわかるようにしてくださいという意味で。

○委員（原田素代君） それでいいんですね。

○副委員長（治徳義明君） 作成するというて入れるから、自分が……。

○委員（原田素代君） 委員が作成するみたいに誤解される。

○副委員長（治徳義明君） 誤解をされるみたいな話、ちょっと文言だけの話じゃないですか。

○副議長（佐々木雄司君） つっこみが入るんじゃないかな。

○副委員長（治徳義明君） うん。

○副議長（佐々木雄司君） 入るんじゃないですか。

○委員（原田素代君） 議員がつくるんですかっていう。

○委員長（下山哲司君） ああ、そりゃあここの作成というのは原本と写しを作成してくださいということよ。

○副委員長（治徳義明君） いやいやいや……。

○委員長（下山哲司君） じゃろ。

○副委員長（治徳義明君） ここ、ここ。領収書を作成しますというみたいなことにとれませんかという、一般の人。

○委員長（下山哲司君） でも、これを読んだら、素直だったら、使途が明確にわかるように作成するじゃけえ。

- 委員（原田素代君） 誰が。
- 委員長（下山哲司君） 違うがな。要するに、今出しようるのが……。
- 副議長（佐々木雄司君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。
- 副議長（佐々木雄司君） はい、訂正してください、お願いします。
- 委員長（下山哲司君） それでは、文章を訂正しましょうか。「使途が明確にわかるように作成する」という部分をどういうふうにするか。
- 委員（原田素代君） はい、委員長。
- 委員長（下山哲司君） 原田委員。
- 委員（原田素代君） 使途が明確にわかるようなものに限る。限るんじゃないか。
- 委員長（下山哲司君） ああ、それじゃっつたらはっきり言ったら、使途が明確にわかるように……。
- 委員（原田素代君） する。
- 副委員長（治徳義明君） 記入する。
- 委員長（下山哲司君） いやいや、請求書をつけるでええが。
- 委員（原田素代君） 請求書の話じゃないです。
- 議会事務局長（奥田吉男君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） 局長。
- 議会事務局長（奥田吉男君） 全体を見直します。領収書は、日付、金額、内訳、数量など及び発行者名または証明者が明記されているものに限る。
- 委員長（下山哲司君） うん。
- 委員（実盛祥五君） 限る。
- 委員（原田素代君） そうですよ。
- 委員長（下山哲司君） そうよな。
- 議会事務局長（奥田吉男君） もう使途は抜いて、今のものが明記されているものに限りますよという表記でいかがでしょう。
- 委員長（下山哲司君） うんうん、ほんなら、変えよう変えよう、そういうふうにするか。
- 今、局長が申した文言でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（下山哲司君） それでは、問題の言葉が消えましたので、そういうことで。領収書はよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（下山哲司君） それでは、その他支出の事実を証する書類は今までどおりじゃと思うんでよろしいですか。

よろしいですか。

領収書及び振り込みなら、振り込んだやつが領収書ですから。

いいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） では、その他、最後です。もうまとめですから問題、今までと変わってません。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） 今、慎重に審議していただいた内容で。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） どうぞ。いや。

○委員（佐藤 武君） いいですか。

○委員（原田素代君） うん、どうぞ。

○委員長（下山哲司君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） ちょっともとに戻ってごめんなさい。今、局長からされているものに限るとい、もう明確に限定されるという表記に変えるという話があったんですが、例えば数量とか内訳がなかなか書きにくい分があったときに、それは可能なんですね。これは書けなかったらもうだめですよというふうになっちゃいますけど、いいんですね。

○委員長（下山哲司君） 局長、よろしいか、私の見解言うても。

○議会事務局長（奥田吉男君） いや、どうぞ。

○委員（原田素代君） 委員長ですから。

○委員長（下山哲司君） よろしいか。

○委員（佐藤 武君） うんうんうん。

○委員長（下山哲司君） いやいや、局長が案を示すんかと思うたんじゃけど。今までで言えば、もう報告ですから、報告。ですから、今までは領収書だけの、ぽんと金額だけのもので通用しとったわけです。その内容を後ろに書くようになってん、内容を。

○委員（佐藤 武君） ただし書き。

○委員長（下山哲司君） ただし書きを。じゃから、そこでわかるように書いていただけたら、第三者が見てもわかるように書いていただけたらそれでいいと思うんです。どんなですか、今の現行で。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 委員長が言われるのはごもっともなんですけれど、相手がつくりますよね、それで領収書を作成するときにゆっくりと確認できるときばかりじゃないじゃないですか、ばたばたばたとしたとき。それで、つくってサンキューということで帰って改めて見

たら、ああ、これ必要事項が書いてねえわということになった場合に、限るといふふうに厳しく表記してもいいんですかということの念押しです。

○委員長（下山哲司君） 私の見解になりますけども、またよろしいですか。局長に言えというわけにはいかないので。

○委員長（佐藤 武君） はいはい。

○委員長（下山哲司君） 領収書いただきますが、そのときにただし書きのところがああるんじゃけど、よう書いてないのがようけあります、内容を。じゃから、そこのただし書きは自分で書いてもおかしいとは思わんのんですけど。わかるように書けばええんじゃから。領収書は、金額は自分で書かれませんか、この前の兵庫県になりますから。じゃけど、金額をもらって領収書をきちっと相手の名前があるもん、内容については、その金額に合うた内容しかないんじゃから、いいと思う。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） そこまで考えなくてもいいのかもしれないんですが、複写の領収書とかだったら、写しの部分をもらいますよね。それで、写しの文字で、そしたら追加で手書きで書いたら、例えば公開請求が出たときに、これは何でこの部分だけ追加で書いとんのかということ……。

○委員長（下山哲司君） それも答えられると思います。領収書は領収金額で報告書ですから、内容を、報告を書く欄がありますので、そこに書いていただければいいです。

○委員（原田素代君） 領収書に記入したらいけないということ。

○委員長（下山哲司君） そうそう。

○委員（佐藤 武君） でも、明確にわかるよう……。

○委員長（下山哲司君） じゃけえ、明確に書いていただいたらいい。

○委員（佐藤 武君） されているものに限るですよ、これは。

○委員長（下山哲司君） じゃから、後から確認をとろう思うたらとれるということですから、明確に書いとるということは。

○副議長（佐々木雄司君） 委員長、いいですか。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 議論に水を差すようで申しわけないんですが、テレビなどでこういう政務活動費のお話をする際に、よく民間企業お勤めの会社勤めの方が、自分がその会社で経費を精算するときどういう方法をするのかということ为例題をして、それに対して余にも議会のやってることは、政務活動費はずさんじゃないかというような形で御指摘をいただくわけです。私は民間企業長かったもんですから、経費のほうも精算、どっか出張行けば、営業に出ればバス、タクシー、会食をすれば会食の経費を会社のほうに請求しますけども、そのときにはかなり明確にわかるようにしとかなないと、会社が受け付けてくれないんで、経費が。だ

から、自分のほうで、自分のポケットからお金を出して、これを会社のほうからもらおうというような形になったときにそれはもう物すごくわかるように、もう第三者の証明ですから、整えてますよ。だから、我々もお金を使うというような、先払いでお金を預かってるかもしれないけども、これは本来であれば使ったものに関して市民に求めて経費精算をいただくんだということになれば、これはやっぱりいただく側がそれを気をつけて領収書というのはいただかないと、そのところで会社のほうでもし自分が至ってなくて証明することができてなかったら、会社のほうは受け付けてくれませんからね、自腹ですよ、それは、自分のミスで。

○委員（原田素代君） はい、いいですか。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） やっぱり領収書に書き込むのはよくないと思います、どうしたって。だから、張りつけたとこの脇に、欄外のところがありますから、そこに数量の確認やなんかをされるぐらいで、要するに補足はどうしても必要になる場合もあると思うので、それは領収書に書き込まないで、その脇のスペースに記入するっていうほうじゃないと、うん。逆におかしなことになると思いますから。

○委員長（下山哲司君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 別に書き込むんだったらいいんですけども、この1には領収書には日付、金額、内訳、数量等及び発行者名または証明者名が明記し云々と書いてんですよ。だから、領収書にこの項目を書かないといけないでしょ。

○委員（原田素代君） 本来はね、そうなんですよ。

○委員（佐藤 武君） うん。

○委員（原田素代君） だけど……。

○委員長（下山哲司君） いえ、ですから、私の考えですよ。

○委員（佐藤 武君） はい。

○委員長（下山哲司君） 行政の経理を監査する議員が、自分のことがそんなに人に指を指されるようなことしかできんようであつたら議員の資格ないわけですから、基本的に。ですから、そんなことでちゅうちょする、考えること自体が僕おかしいと思う。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） おかしいというか、こういういわゆる使途基準ということで運用指針で協議してるわけですよ。それで、この整合性が私とれないと思うんです、この領収書にはという。細かく言わんでもいいというのはわかるんですよ……。

○委員長（下山哲司君） 領収書にはでしょう。

○委員（佐藤 武君） 領収書の説明資料にはというんだつたらまだわかるんですけど、領収書そのものに記載するような表記の仕方でしょ、これは。違うんですか。

○副委員長（治徳義明君） 済みません。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） さっきの領収書は、日付、金額、内訳、数量、領収書の常識なので、例えばもっと細こう書けえという話であればちょっと問題あるけど、日付は必ず書くでしょう。金額も書いとかにゃいけんでしょ。まあ内訳は書籍代じゃとかなんとか代、会場費じゃとか書くでしょ。数量がちょっと問題があるのかもしれませんが、問題ないとは思うんですけど。

○委員長（下山哲司君） ですから、先ほども言ようように報告書ですから、この金額に対してこういう内容ですというのを報告文をつけるわけですから別に問題ないと思うんですけど。

○委員（佐藤 武君） そうですか、僕はあると……。

○委員長（下山哲司君） ですから、兵庫県みてえに1枚の領収書を何枚もコピーしてその中へ自分が用途を、あんなことをしたらもうむちゃくちゃな話じゃけど、向こうからもろうたやつでこういう内容ですという報告欄を書くわけですから、そこ書かずに出すんじゃないですか、報告書ですから。だから問題ないと思うんですけど。

○委員（原田素代君） 委員長、いいですか。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 佐藤委員がこだわるのもわかるんです。こういう決まり事は結構厳密な運用が求められるので、例えば先ほどの提案ですと、されたものに限るっていう言い回しになっちゃうと、されないものは排除なんですよ。だから、例えば証明者名を明記する、丸……。

○委員長（下山哲司君） だってなあ、2番のレシートについての宛名を省略することだけ……。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 原田委員、ごめんね。

要するに、世間は税務署のレベルで見てるんですよ。そういったようなものが書かれてない領収書は税務署認めません。だから、税務署が認めないようなものを議会のほうが認めるんですかっていうところが要するに批判が集まってくるころなんで、だからもう税務署にふだん皆さんがおやりになられてるぐらい以上のことはクオリティーとして求められているわけですから、そういう形に限って、だから本来そういったようなところを難しい面があるかもしれないですよ。だからそういう場合だったらレシートでいいんですよ、レシートだったらもう明確に書いてくれてるんで。もうもし難しかったらレシート出してくださいねっていうのが今税務署の方針なんで、そのことがこの中に書かれればいいことじゃないんですか。

○委員（原田素代君） だから、委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 今問題になってるのは、(1)の文言を限るというふうに、終わったこの文章の扱いについて、限るという限定されると運用上困ることが起きやあせんかと。だったら、明記するで十分伝わるんじゃないかっていう提案なんです。

○副委員長（治徳義明君） いや、済いません。逆になってくる。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 限つとかなないと、ええが、金額、何が悪いならみたいなの、今までに過去にあったかどうかわかりませんが、そういうことをやめましょうという制約なので、ある程度きちっとしとったほうがええんじゃないかなと思うんですが。

○委員長（下山哲司君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 限って、限るんですよと言いながら、そんなら報告書には詳細を書き込むという方法は、この表現と整合性がとれないんじゃないですかと私は言ってるんですよ。だから、つけ足して、後で書き加えたもので皆さんが納得できるかどうかという懸念があるから皆さんに確認をしているわけで。

○副委員長（治徳義明君） 済いません、いいですか。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 領収書に本人がつけ足すかどうかというのは、僕らも法的にどんなにかようわからんけど、好ましいことではないので……。

○委員（佐藤 武君） いやいや。

○委員長（下山哲司君） 領収書に書けと言ようりゃへんのよ、報告書に書けと言ようるわけ。

○委員（佐藤 武君） 領収書の報告書に書くんでしょ。私も、今委員長が言われることを受けて報告書に書き込むと。

○委員（実盛祥五君） ちょっと委員長。

だから、納品書をもらやあええんじやって。

納品書、納品書。

○委員（佐藤 武君） 納品書の話じゃないです。

○委員長（下山哲司君） 違うん。

○委員（佐藤 武君） 物を買ったときに……。

○委員（実盛祥五君） そしたら、納品書をもらやあええんじや、皆書いとる。

○委員（佐藤 武君） 例えば、大きい機器だったら納品書ももらえますけど、いわゆる単純に文房具品であるとかそういうものを買ったときに、ほんなら納品書まではくれないじゃないですか。

○委員（実盛祥五君） いや、くれるって言うた。

○委員（佐藤 武君） 言うたらくれる……。

○委員（実盛祥五君） 納品書下さい。

○委員長（下山哲司君） 今の大手のレシートには納品書と領収書と分けて両方ついてます。

○副委員長（治徳義明君） ついとる、ついとる。

○委員（実盛祥五君） じゃけえ、それはそれでええんよ。

○委員長（下山哲司君） はい。

○委員（実盛祥五君） ないやつは納品書もらやあええんじやって。書いてくれる。

○副委員長（治徳義明君） 済いません、もう一遍佐藤さんの何を危惧しとるか、そこだけ聞きたいんですけど。今、もう一遍教えてください、ごめんなさい。

○委員（佐藤 武君） はい。まず、私が最初に言ったのは、限るといふふうな表現で皆さん了解をしたんだけど、この日付、金額、内訳、数量、発行者名等が記載されてないやつは受け付けないんでしょと、そこは厳しくなりますよ、いいですかということの確認が1つ。

それから、領収書を添付するに当たって、報告書に張りつけて詳細を委員長が書けばいいということと言われるんだけど、それはこの文章と整合性がとれないんじゃないですかという2点です。

○委員長（下山哲司君） ここにあるのは、ほとんどレシートを基準にして書かれとんよな、今の。領収書については、必ず領収書だけじゃなしに、領収書を切る会社は納品書も必ずしますから。

○委員（佐藤 武君） レシートが手元にないからわからん。通常納品書はないと思います。

○委員長（下山哲司君） じゃから……。

○委員（佐藤 武君） 大きい、例えば草刈り機とか買うんだったら納品書も。

○副議長（佐々木雄司君） 繰り返しになりますけど、世間一般では、会社に対して請求するときには何に使ったのかということを確認にして経費精算しないといけないわけですから、ただけない、ただけるとかではなくて、求めなければいけない、自分がそのお金を使ったのであれば証明しなければいけないんで、だからそれはもう個人の責任で、精算をしていただく側なんですから、していただく有権者に対して申し立てができるように考えなきゃいけない、工夫しなきゃいけないと、交渉しなきゃいけない。こういう話なんだと思います。

○副委員長（治徳義明君） 済いません。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 聞いてもう一遍見直しようたら、内訳と数量というのが同じことなん。

○委員長（下山哲司君） 同じことじゃ。

○副委員長（治徳義明君） 同じことなん。それを、内訳、数量って書いとる、数量消してもええんじやろうと思います、今の話を聞きよて。内訳は絶対書くわけじゃが。数量というこ

とになったら、解釈がおかしゅうなる。

○委員長（下山哲司君） 内訳というのは、物の内容じゃから、へえから数量は数じゃから、それは別のもんよ。

○副委員長（治徳義明君） 別のもんですか。内訳で数量も意味合いの中に入りませんか。

○委員（佐藤 武君） 書籍を買った……。

○委員（実盛祥五君） それはまた別の……。

○委員長（下山哲司君） うん。恐らく、皆さん買い物されて領収書もろうたときに、困るような領収書は今ないです、自分でつくらん限りは。そういう理解を……。

○委員（実盛祥五君） それで行こう。はい、もう何ぼやってもきょうは出てこん。

○委員長（下山哲司君） テレビで問題なっとるのは、皆さん自分がつくられた領収書です。

○委員（実盛祥五君） はい。

○委員長（下山哲司君） よそからいただいた領収書で問題があることはないと思う。

原田委員。

○委員（原田素代君） 最後に。

その他の(3)です、5年間の経過するまで保存するっていうのは、これは事務局に出しますよね、全てを。事務局はあれを5年間保存してらっしゃるんですか。

○議会事務局長（奥田吉男君） はい、お答えします。

○委員長（下山哲司君） 局長。

○議会事務局長（奥田吉男君） 本来は個人の方、議員さんに本来は保存していただくのが基本ですが、確認すると事務局のほうに原本も含めて保管をしておるようです、はい。

○委員（原田素代君） 5年間されると思っているんですか。

○委員長（下山哲司君） 領収書の保存というのは……。

○議会事務局長（奥田吉男君） これまでが、本来議員さんの手元に原本をお返しすべきものが事務局のほうでお預かりしておる状況ですので、この取り扱いについても今後議員の皆さんとお話が必要かなとは思いますが。

以上です。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） とても大事なところですので、議員の側からすると義務を果たしてお預けしたほうが楽は楽ですよ、5年間積んでるわけですから。だから、要するに請求されたときに事務局のほうに問い合わせてくださいということで可能なら、例えばデータベース化するか、何かそういうことは可能なかどうかを確認したい。

○委員長（下山哲司君） 原田委員、よろしいか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） 今の現状は、正副を2つつくって、1つは自分が保存して、1つは

事務局へ出すということになっとなんで、その方法を変えるということですか。

○委員（原田素代君） いや……。

○委員長（下山哲司君） 事務局へ出すのはコピー、正式にはコピー。

○委員（原田素代君） いや、原本でしょ。

○副委員長（治徳義明君） コピーを返してもらいます。

○委員長（下山哲司君） 違う違う、領収書はコピーをつけて出すというて書いてある。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 構造論というか形式的には、納税者に対しての説明責任は行政です。行政なんで、会社が税務署に証明するときに、当事者であるように、やっぱりそれは行政のほうで原本預かって、ものを持っておいてもらう。我々はあくまで預かって、領収書と引きかえにお金を精算しているだけのことでですから、もともとのお金は行政のお金なんです。だから、その行政が原本を持っておかないといけないという論理だと思います。

○委員長（下山哲司君） 今、現状は、じゃからつくって出した分は、コピーをそのままとして事務局へ1部、原本は返してる。

○委員（原田素代君） コピーは私たちが持ってる。

○委員長（下山哲司君） それ反対や。

○委員（原田素代君） いや、反対じゃないです。

○委員（光成良充君） ええ、今……。

○委員（原田素代君） 違うの。

○委員（光成良充君） 原本を提出です。

○委員（原田素代君） 提出します。

○委員長（下山哲司君） 原本が返ってくると思うよ。

○委員（原田素代君） コピーのものしか持ってない。

○委員（実盛祥五君） 写しが返ってくる。

○委員（原田素代君） 写しです。

○委員長（下山哲司君） あれ、写しか。

○委員（原田素代君） うん。

○委員長（下山哲司君） 写しか。

○副議長（佐々木雄司君） もう厳重に封しとるから、余り見てないんじゃない。

○委員長（下山哲司君） いやいや、うん。

○議会事務局長（奥田吉男君） 写しを返してます。

○委員長（下山哲司君） 見るのは見ようるよ。

○副委員長（治徳義明君） 本来は違うん。原本を返さなきゃいけないのん。

○議会事務局長（奥田吉男君） 本来は原本をお返しする。

○副委員長（治徳義明君） じゃろう。こっちは本来のことを言よんじゃと思います。委員長は本来の話を言よん。

○委員長（下山哲司君） 今までの、じゃから法的に言うたら領収書の保存は5年間じゃから……。

○委員（佐藤 武君） 5年。

○委員長（下山哲司君） 5年。

○委員（原田素代君） 公文書になるわけですよ、結局。行政のお金ですから。だから、保存義務としては行政にあるんですよ、5年間は。

○議会事務局長（奥田吉男君） まあうちにありますんで、またおいおい話しましょう。

○委員（原田素代君） うん。だから、基本的に……。

○委員（実盛祥五君） 事務局が持ってくれとんじゃ。

○委員長（下山哲司君） いやいや、これはもう必ず入れとかにゃいけん文言じゃから入っとんで、そういうふう理解してください。

○委員（実盛祥五君） よろしい。

○委員長（下山哲司君） それより以前に……。

議員として自分の……。

締めを今やらせてもらよんで、議員として行政の監査する立場におる者が、自分のことがきちっとできんようじゃ議員の資格はないんで、そういうプライドを持って今後頑張っていたきたいということで締めさせていただきたいと思います。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、今協議いたしました内容について正式に直してあげますので、これでこの政務活動費については一応終わりいたします。

また、次の基本条例特別委員会をするときは、また議長なり皆さん委員のほうから御提案があるときと思いますので、またそれまでありませんのでありがとうございました。

○副議長（佐々木雄司君） ちょっと待つて。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 議会改革というお話が進んでいる中で、これは委員会のほうに私のほうからお願いというか要望で皆さんにもお諮りしたい内容なんですけど、まだまだ議会基本条例というものが、これが守らなければいけないものでありながら、じゃあそれがどういったぐあいに議会運営に反映させるのか、運用の規則であるとか細部というのは全くできていません。こういったようなものをやっぱりつくっていかないと、我々はそこに、表題としては条例というものが目の前にはありますけど、その運営というかメカニックの中で動いていないとい

うようなところもあるので、基本条例というものを一つ一つ議会の運営というものに当てはめていくためにはどうすればいいのか。今現状がどういった形態でどうなっているのかということも我々がここでしなければいけないことだと思うんです。ですから、今後そういったことになれば、倫理規程というものがうたわわれているけども、この倫理規程というものをどういった規則でしていけばいいとか、あるいは公開討論会、こういった議員間討論会というようなものをどういったぐあいに市民の前に公開していくであるとか、こういったような細かいところをやっていかなきゃいけないんですよ。だから、これはもう1カ月に1回っていうペースじゃあ、我々の任期期間中に、4年という期間というものでいっておりますけども、前期後期ありますけども我々議員としては4年任期があるわけですから、この任期期間中に市民からの負託に答えていこうということであれば、これは間に合いません、多分。だから、今の1回から2回、3回という必要に応じて、この議会基本条例というものが開かれて、各種今山積している議会のほうの課題、これを基本条例に基づいて、我々もこの基本条例の範囲ですから、基づいてどう考えていくのかということの答えを出すように、委員長のほうにお願いをしたいと思います。

○委員（原田素代君） 賛成です。

○委員長（下山哲司君） いずれにしても、第7回の議会基本条例の特別委員会の時間予定を考えさせていただきたいと思います。事務局のほうにとれる日にちを聞いて、予定はとらせていただきます。

いつ……。

○委員（原田素代君） きょう決めないんですか。

○委員長（下山哲司君） いや、日にちを決める。

○委員（原田素代君） きょうですね。

○委員長（下山哲司君） はい。

いつがとれますか。

○議会事務局主査（日下治樹君） 10月25、26の辺はとれるとは思いますが。

○委員長（下山哲司君） 25でいいですか、10月25日。

25でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員（原田素代君） 10時ですね。

○委員長（下山哲司君） はい。

それでは、次回の委員会を10月25日ということで予定をとらせていただきます。時間は10時から。

この委員会は一番最初に申し上げたように、お弁当をとらせていただきます。仮にお昼で終わっても申しわけないと思いますが、時間を切ってやるような委員会ではありませんので、お

弁当をとらせていただくということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） では、今までどおり。

今回の内容についてですが、今2つは協議事項が決まっておりましたので、報告会と政務活動をやらせていただきました。次のときに、赤磐市を今後どういうふうにやっていくか、どう改革するかというような御意見をいただいて項目を決めたらいいと思いますが、そういうことによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） では、次の10月25日10時から、また御意見を伺う基本条例の特別委員会を開きますので、本日は御苦労さまでした。

午後0時30分 閉会